| | |
|---|---|
| 番号 | 1．（1）① |
| 項目 | 2024 年・2025 年と 2 年連続で「大阪政労使の意見交換会」が開催されたが、大阪市においても公・労・使の枠組みで、総合的な意見交換を行う機会を設けること。その際には、賃上げの他に、雇用政策などについて具体的な課題や対応策の協議を深めること。また、滋賀県や和歌山県、兵庫県などで行われた三者による共同メッセージや共同宣言など、社会的波及効果の高い取り組みを実施すること。 |

（回答）

労働施策につきましては、国及び府の所管となっており、本市としては大阪労働局、大阪府（大阪働き方改革推進会議、地域労働ネットワークなど）に参画しております。

また、労働施策にかかわり各種制度、事業について広く市民などへの周知・啓発を進めております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 市民局　ダイバーシティ推進室　雇用女性活躍推進課　電話：06-6208-7375 |

| | |
|---|---|
| 番号 | １．（１）② |
| 項目 | 製造・運輸・建設業界やインバウンド対応業種、医療・福祉の現場も含め、様々な業界で人手不足が深刻化している。各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能強化と併せ、当事者意見をふまえた定着支援の取り組みも早急に強化・推進すること。<br>また、中・長期的視点として、少子化に伴う人手不足はますます深刻化することが予想されることから、包括的な労働人口の確保に向けた対策が必要であり、大阪市としても、国や府に対し、必要な対応を行うよう求めること。 |
| （回答）<br>本市では、就労相談窓口として、「しごと情報ひろば」（市内４か所）・「地域就労支援センター」（市内１か所）を設け、職業相談・職業紹介・各種セミナー・合同企業説明会等を行っています。<br>また、就職・就労に向けたマッチングに取り組むだけでなく、新たな雇用需要を発掘するために、求人開拓にも取り組んでいるところです。 | |
| 担当 | 市民局　ダイバーシティ推進室　雇用女性活躍推進課　電話：06-6208-7375 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 1．（2）① |
| 項目 | 「大阪市地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援ニーズに即した事業展開がされるよう、大阪府へ要請すること。<br>就職氷河期世代や、子育てや介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援、社会とつながる仕組みを含む施策を講じること。<br>「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け、対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。<br>女性のひとり親家庭への支援事業について、就業施策を強化し、必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組むこと。 |

（回答）

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させるための取組については、事務局である大阪府と連携を密にしながら、大阪府の調整のもと、取りんでまいります。また、しごと情報ひろば総合就職サポート事業として実施しております地域就労支援事業では、就労への相談窓口を設定して、働く意欲・希望がありながら、自分に合った働き方や仕事が見つからない方、若年者・中高年齢者・障がい者・ひとり親家庭の親や就職氷河期世代の方など、就職に向けた支援を必要とされている方に対し、就職決定まで、専門の相談員によるきめ細かい一人一人の状況に応じたサポートを実施しています。

| | |
|---|---|
| 担当 | 市民局　ダイバーシティ推進室　雇用女性活躍推進課　電話：06-6208-7375 |

| | |
|---|---|
| 番号 | １．（２）② |
| 項目 | 大阪市内企業の法定雇用率達成に向け、特に雇用ゼロの中小企業においてマッチングの支援や、事例やノウハウを共有化し準備段階から採用・定着まで一貫した総合的な支援策を強化すること。<br>障がい者雇用ゼロ企業などに対して、障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。<br>障がい者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場・社会での障がい者就労への理解促進のための取り組みを推進すること。 |

（回答）※下線部について回答

本市では、障がいのある方の就労支援として、６つの地域障がい者就業・生活支援センターとこれを統括する中央センターを設置し、一人ひとり障がいの特性や障がいの状態に応じて、障がい福祉サービス事業所やハローワークなどの関係機関と連携し就労支援、職場定着支援を行っています。

また、中央センターにおいては、精神障がい者就業支援コーディネーターや発達障がい者就業支援コーディネーターを配置し、支援機関などと連携をしつつ、精神障がいや発達障がいのある方が職場定着できるよう専門的な就労支援に努めているところです。

さらに、本市では、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現をめざして、多様な障がいの特性、コミュニケーションの方法、配慮すべき点などを具体的に記載した冊子や、指文字が掲載されたリーフレット等を活用した「あいサポート運動」の周知・啓発に取り組んでいるところです。

この運動に取り組んでいただける企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定しており、本市ホームページにて周知を図るとともに、定期的に市内に本社を置く企業に対し、「あいサポート運動」への協力も依頼しているところです。

今後とも「あいサポート運動」を推進してまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局障がい者施策部障がい福祉課（企画 G）　電話：06-6208-7994<br>福祉局障がい者施策部障がい福祉課（施設 G）　電話：06-6208-7987 |

| | |
|---|---|
| 番号 | １．（２）③ |
| 項目 | 市内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や、外国人を雇用する、あるいは雇用予定の企業、支援団体等から意見を聴く場面を設置し、実効性ある共生支援策とするための PDCA サイクルを構築するとともに、関係機関や大阪府との連携を強化し、状況把握・共有を図ること。<br>外国人労働者は、社会の重要な構成員であり、地域住民や働き手としてのどのように「共生」していくのかの視点を持った、包括的な共生支援体制の構築を行うこと。 |

（回答）※下線部について回答

大阪市では、外国人住民数の増加や国籍の多様化など、近年の外国人住民を取り巻く状況の変化を踏まえ、本市が多文化共生社会の実現のために必要な施策を進めるにあたっての方向性を示す「大阪市多文化共生指針（※）」を令和２年 12 月に策定（令和６年 11 月一部改定）し、毎年、本指針にもとづく具体的な取組を行動計画としてまとめ、各年度の取組状況を把握し、改善や新たな展開につなげています。

（※）大阪市：大阪市多文化共生指針　（…>市民局>指針）
（https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000523890.html）

| | |
|---|---|
| 担当 | 市民局　ダイバーシティ推進室　人権企画課　　電話：06-6208-7623 |

| 番号 | １．（２）④ |
|---|---|
| 項目 | 受動喫煙防止のために、喫煙所の設置だけではなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。<br>また、2020 年 4 月 1 日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。 |

（回答）

**【喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること】**

本市では、健康増進法、大阪府受動喫煙防止条例に基づき、「望まない受動喫煙」の防止を図るため、ＨＰの他、各区の健康イベントや地域と連携して行っている清掃活動等といった機会を活用して周知啓発を行っております。

また、飲食店の管理権限者に対し、営業許可証の更新時（６年ごと）に行っている講習会の場に伺って標識掲示の方法の説明を行い、希望者に対しては禁煙標識の配付を行っております。

周知啓発で使用する、ポスターやリーフレット等といった啓発資材、モバイルクリーナーや缶バッジ等といった啓発物品及び講習会で配付する禁煙標識の作成に要する費用は、毎年、予算要求を行っており、2026（令和８）年度以降も、引き続き確保するべく予算要求は行ってまいります。

なお、喫煙専用室の設置に関する補助金制度（既存特定飲食提供施設のみ対象）は、厚生労働省（大阪労働局労働基準部健康課）にて行っており、案内は本市ＨＰでも行っております。

**【健康増進法の一部を改正する法律が適正に運用されているかといった実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること】**

本市では、受動喫煙防止対策にかかる通報、相談、お問い合わせを電話、オンライン、ＦＡＸで受け付けており、通報があった施設に対しては、電話指導を行っておりますが、通報が複数回にわたる施設に対しては、機会を設けて現地指導を行うなどの対策を行っております。

また、健康増進法の改正から５年が経過し、国においても施行状況の検討を行うための専門家会議が設置されたことから、その動向を注視してまいります。

引き続き、本市の健康増進計画「すこやか大阪 21」の基本理念である、「全ての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪の実現」に向けて取り組んでまいります。

| 担当 | 健康局　健康推進部　健康づくり課　　電話：06-6226-8409 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 番号 | １．（３）① |
| 項目 | 2026 年 3 月に策定される予定の「大阪市男女共同参画基本計画～第 4 次大阪市男女きらめき計画～」について、盛り込まれる各種施策が着実に実施されるよう、関係部門が連携した取り組みを行うこと。<br>大阪市民に対し、計画をアピールするためリーフレットやホームページでの周知とともに、毎年 6 月の「男女雇用機会均等月間」などで引き続き SNS を活用したプッシュ型の情報発信を行い、男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。 |

（回答）

「新たな男女共同参画基本計画～第 4 次大阪市男女きらめき計画～」においては、３つの施策分野にわたる広範な取組を着実に推進し成果をあげていくために、計画の推進体制として、庁内に設置した大阪市男女共同参画推進本部を活用した関係部局との連携、大阪市男女共同参画審議会からの意見の反映、関係機関・団体との連携強化、地域の男女共同参画施策の推進拠点である男女共同参画センターの活用を掲げているところです。

本計画については、策定後、大阪市ホームページに掲載します。また、男女共同参画の意義を市民に理解していただくため、リーフレット等の広報媒体による普及啓発とともに、Web サイトや SNS 等をはじめ、時勢に即したより効果的な手法を活用し、市民に届きやすい情報発信に取り組んでまいります。

また、現在行っている男女共同参画施策に関しては、対象や時勢に応じ、チラシやポスター、ホームページとともに、SNS を活用した男女共同参画に関する啓発や理解を深める情報発信も行っているところです。「男女共同参画週間（毎年６月 23 日から６月 29 日）」や「女性に対する暴力をなくす運動（毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日）」など全国的に実施される取組期間には、特に集中的な啓発を行い、街頭啓発やパネル展示・動画放映等を活用した市民の方への直接的な訴求にも注力しています。引き続き、様々な手段により情報発信して、市民に広く啓発してまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 市民局　ダイバーシティ推進室　男女共同参画課　　電話：06-6208-9156 |

| | |
|---|---|
| 番号 | １．（３）② |
| 項目 | 女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない 100 人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。<br>大阪市役所や企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。<br>改正育児・介護休業法（2025 年 4 月 1 日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。 |

（回答）

大阪市では、2019 年度から、女性活躍の取組が十分に進んでいない中小企業等へ訪問等により女性活躍の必要性等を啓発し、新たに取組を進めたいと考える中小企業等に対して、要望に応じて制度の充実や働きやすい職場環境・雰囲気づくり等に向けたアドバイスなどの支援を実施しております。

2022 年度から、一般事業主行動計画の適用事業者が従業員数 101 人以上の事業者に拡大され、2025 年 6 月には、これまで従業員数 301 人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について 101 人以上に拡大されるとともに、新たに女性管理職比率についても 101 人以上の企業に公表が義務付けられました。それらの趣旨を踏まえ、女性活躍の取組を進める意義や必要性が、より一層多くの企業等において浸透し、男女ともに働きやすい職場環境の整備が図られるよう、中小企業等に対する女性活躍の重要性の理解をさらに促してまいります。

「企業等の女性活躍推進に向けた認証及び啓発・支援事業」において、セミナーの開催や企業支援を行い、女性活躍推進ポータルサイトでロールモデルを発信するなど、企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化を後押しするとともに好事例を周知しております。

また、改正育児・介護休業法の施行に伴い、セミナー等において改正内容を広く周知するとともに、男性の働き方の見直しやライフイベントへの参画を促進するため、先進的な企業の取組や育児休業を取得した男性社員の体験談などを、女性活躍推進ポータルサイトにて発信しております。今後も、男性の家庭参画に力点を置いた情報発信や啓発活動を積極的に行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組んでまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 市民局 ダイバーシティ推進室　雇用女性活躍推進課　　電話：06-6208-7655 |

| | |
|---|---|
| 番号 | １．（３）③ |
| 項目 | 近年、少子化は全国的な課題として深刻化しており、大阪市においても出生数の減少と人口構造の偏りが進行している。<br>そうした課題の解決のためには、単に出生数を増やす施策にとどまらず、誰もが性別にかかわらず安心して働き、生活し、子どもを持つかどうかを自由に選択できる社会の実現が必要である。<br>そのため、ジェンダー平等の視点を中心に据えた包括的な少子化対策施策の実施を要請する。 |

（回答）

・少子化対策及びジェンダー平等の推進は、本市の持続的な発展において極めて重要な課題であると認識している。
・本市では「大阪市未来都市創生総合戦略」を策定し、全庁横断的に施策を推進している。
・同戦略の基本目標①では、「未来を担う人材を育成するとともに誰もが活躍できる社会をつくる」を掲げ、「未来の大阪を担う子どもを安心して生み育てられる社会の実現」や「若者・女性・外国人等誰もが活躍できる社会の実現」に向け、関係各局が各種施策に取り組んでいる。
・少子化の背景には多様な要因があるが、国（社会保障・人口問題研究所）の調査では、「子育て・教育にお金がかかる」といった経済的負担が大きな要因の１つとして挙げられており、また令和５年 12 月に策定した「こども未来戦略」においても、若者・子育て世代の所得を伸ばさない限り、少子化を反転できない」との見解が示されている。
・こうした状況を踏まえ、本市における少子化対策としては、出産から子育て及び教育環境の充実を図るなど、日本一の子育て・教育サービスの実現に向けた取組を推進している。
・引き続き、関係局が連携し、総合戦略や各個別計画のもと、ジェンダー平等の視点も持ちながら、出生数の減少抑制につながる施策を推進していく

| | |
|---|---|
| 担当 | 政策企画室　企画部　政策調査担当　　電話：06-6208-9723 |

| 番号 | １．（３）③ |
| --- | --- |
| 項目 | 近年、少子化は全国的な課題として深刻化しており、大阪市においても出生数の減少と人口構造の偏りが進行している。<br>そうした課題の解決のためには、単に出生数を増やす施策にとどまらず、誰もが性別にかかわらず安心して働き、生活し、子どもを持つかどうかを自由に選択できる社会の実現が必要である。<br>そのため、ジェンダー平等の視点を中心に据えた包括的な少子化対策施策の実施を要請する。 |

（回答）※下線部について回答

令和７年度３月に策定しました「大阪市こども計画」は、次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現することにより、誰一人取り残すことなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていくことを基本理念としております。

本計画では、待機児童を含む利用保留児童の解消のほか、誰もが安心して子育てできる取組の充実、仕事と子育てを共に選択できる仕組みの充実等を重点施策として位置付け、こども若者や子育て当事者を対象とした包括的な視野から総合的な支援施策を推進してまいります。

| 担当 | こども青少年局　企画部　企画課　　電話：06-6208-8337 |
| --- | --- |

| 番号 | １．（３）④ |
|---|---|
| 項目 | メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。とりわけ、若年層を対象に、デートDVの被害者・加害者を出さないための啓発・教育にとりくむこと。<br>また、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」を活用し、SNSを活用したプッシュ型の情報発信の実施などを引き続き実施すること。<br>DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。<br>また、「性暴力救援センター・大阪SACHICO（松原市）」は、2026年度に、大阪市住吉区「こころの健康総合センター」に移転、これまでのワンストップ型からネットワーク型に移行することとなった。<br>ワンストップ型のメリットとして医療とメンタルケアが同時にできる点であり、大阪市でも「大阪SACHICO」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的ワンストップセンターの設置に向けた検討をおこなうこと。 |

（回答）※下線部について回答

大阪市では、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築し、将来の加害者、被害者、傍観者を生まないようにするため、市内中学生向けのデートDV防止啓発リーフレット及び啓発動画を作成し、学校教育の場において予防教育授業を実施しています。また、「女性に対する暴力をなくす運動期間」には、大阪市役所本庁舎１階でデートDV防止啓発展示を行う等、市民向けの啓発も実施しており、デートDV防止の啓発・教育に努めているところです。

なお、SNSを活用した情報発信については、様々な機会をとらえ実施してまいります。

また、DV相談業務担当者・関係団体を対象とした研修は、毎年実施し、理解促進を図っているところです。

引き続き、様々な手法により情報発信を行い、市民に広く啓発してまいります

| 担当 | 市民局　ダイバーシティ推進室　男女共同参画課　　電話：06-6208-9156 |
|---|---|

| 番号 | １．（３）④ |
| --- | --- |
| 項目 | メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。とりわけ、若年層を対象に、デートDVの被害者・加害者を出さないための啓発・教育にとりくむこと。<br>また、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」を活用し、SNSを活用したプッシュ型の情報発信の実施などを引き続き実施すること。<br>DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。<br>また、「性暴力救援センター・大阪SACHICO（松原市）」は、2026年度に、大阪市住吉区「こころの健康総合センター」に移転、これまでのワンストップ型からネットワーク型に移行することとなった。<br>ワンストップ型のメリットとして医療とメンタルケアが同時にできる点であり、大阪市でも「大阪SACHICO」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的ワンストップセンターの設置に向けた検討をおこなうこと。 |

（回答）※下線部について回答

人権問題がますます複雑化・多様化する中、人権課題に関して理解を深めるため、人権問題研修を実施し、職員の啓発活動を継続して実施していきます。また、「KOKORO ねっと」の発行、研修などに活用できる人権啓発用DVDの貸出し、人権啓発広報用の動画制作など、啓発活動を積極的に推進しているところです。

| 担当 | 市民局　ダイバーシティ推進室　人権啓発・相談センター　　電話：06-6532-7631 |
| --- | --- |

| | |
|---|---|
| 番号 | １．（３）⑤ |
| 項目 | 大阪市における LGBTQ などの性的少数者を支援する取り組みとして行われている「大阪市ファミリーシップ制度」「LGBT リーディングカンパニー認証制度」などについて、さらなる市民への周知を図り、意識変革のための啓発活動に取り組むこと。例えば毎年 6 月の「プライド月間」のタイミングなどを活用し、SNS を活用したプッシュ型の情報発信を行い、多様な価値観を認め合う社会の実現に向けた取り組みを進めること。<br>加えて、人権に配慮し、LGBTQ をはじめ誰もが使用しやすい施設（多目的トイレ等）の整備に取り組むこと。 |

（回答）

「大阪市 LGBT リーディングカンパニー認証制度」、「大阪市ファミリーシップ制度」の周知につきましては、本市ホームページ及び、人権だより「ＫＯＫＯＲＯねっと」への掲載の他、人権啓発推進員・企業啓発推進事業等の場などを通じて広く行っております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 市民局　ダイバーシティ推進室　人権啓発・相談センター　　電話：06-6532-7631 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 1．（4） |
| 項目 | 大阪市として、労働施策総合推進法の改正をふまえ、中小企業でのパワハラ防止対策について周知・支援を行うこと。また、厚生労働省が定める毎年 12 月の「職場のハラスメント撲滅月間」のタイミングなどを活用し、さらなる「パワハラ防止義務」の広報・周知に努めること。<br>加えて、加害側からの相談者（被害側）に対する不利益供与の防止、秘密保持の徹底などについても周知に努めること。<br>また、東京都がカスハラ防止条例を制定し、25 年 4 月から施行している事をふまえ、カスタマーハラスメント対策についても広く周知すること。 |

（回答）

「パワハラ防止義務」の広報・周知については、国や大阪府と連携を図りながら、啓発用ポスターの掲示、チラシの配架、ホームページへの掲載や国、大阪府の啓発イベントに参画するなど市民・労働者や企業への周知に努めてまいります。

大阪市では、労働団体、行政、経済団体、金融機関等で構成する「大阪働き方改革推進会議」では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた気運の醸成を図るべく周知・啓発に取組んでいます。

| | |
|---|---|
| 担当 | 市民局　ダイバーシティ推進室　雇用女性活躍推進課　電話：06-6208-7375 |

| | |
|---|---|
| 番号 | １．（５） |
| 項目 | 大阪経済の主要な担い手である中小企業が安定的に事業を継続するためには、人材確保と定着が大きな課題となっている。そのためには、「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。<br>また、不妊治療についても、事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。<br>加えて、事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。 |

（回答）

「治療と仕事の両立支援」の取り組みは、厚生労働省において実施されております。本市としましては、大阪労働局との連携を密に、労働衛生にかかわる各種制度、事業について広く市民などへの周知・啓発を進めてまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 市民局　ダイバーシティ推進室　雇用女性活躍推進課　電話：06-6208-7375 |

| 番号 | ２．（１）① |
|---|---|
| 項目 | 大阪市については、中小企業の割合が大きく、昨今の物価高騰の影響を強く受けている。中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を充実させること。さらに、給付型の支援や融資枠を拡大などについても検討をおこない、予算措置を国や府に求めること。<br>また、中小企業の人材確保・人材育成支援やDX導入支援など、行政の支援策の周知をはかり、取り組み件数を増やすこと。DXセミナーや人材育成支援プログラムなどを、より多くの中小企業に届けるために、関係先との広報・連携体制を強化すること。 |

（回答）

本市では、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るとともに、その振興、発展を支援するため、中小企業者が必要とする事業資金を大阪信用保証協会の保証を付けて融資する制度融資を実施しています。

具体的には、経営環境の変化等により売り上げが減少している市内の小規模企業者を対象とした「経営支援特別融資」や、設備投資を行うことで経営基盤の強化を図ろうとする市内中小企業者を対象とした「設備投資応援融資」を実施しており、貸出金利を低く抑えることで利用者の負担軽減を図っております。

そのほか、国が発動したセーフティネット保証に対応し、大阪府制度融資への申し込みが可能となる認定業務を行うなど、市内中小企業者の資金繰りの支援に取り組んでいます。

また、中小企業の人材確保・人材育成支援やDX・デジタルデバイスの導入支援につきましては、大阪産業創造館において経営相談室を設置し、専門家によるコンサルティング等を実施しています。具体的には、セミナー等を開催することで中小企業への積極的な情報提供等に努めるとともに、各分野に対する関心・意欲を喚起し、豊富なノウハウを有する専門家による相談対応等につなげ、各社の実状に応じた支援を行うことで、中小企業における課題解決を推進しています。

今後とも、市内中小企業の実情やニーズを把握し、関係機関等との連携のもと中小企業者の資金調達の円滑化や、支援内容の周知広報に努めるとともに、引続き国に対して必要な支援策や予算措置を求めてまいります。

| 担当 | 経済戦略局　産業振興部　企業支援課（企業支援担当）　電話：06-6264-9834<br>経済戦略局　産業振興部　企業支援課（資金支援担当）　電話：06-6264-9844 |
|---|---|

| 番号 | ２．（１）② |
| --- | --- |
| 項目 | 各地で頻繁に起こる自然災害に加え「南海トラフ地震」のリスクが高まっており、早急なBCP策定が望まれる。<br>とりわけ中小企業における策定率を向上する必要があり、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知するため、各種支援事業の広報の充実を行うとともに、大阪商工会議所をはじめとする関係先との連携強化を進め、中小企業のBCP策定が進むよう求める。<br>また、昨今、サイバー攻撃のリスクも高まっており、BCP の一環としてのそれらのセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。 |

（回答）※下線部について回答

関係先との連携においては、大阪商工会議所と共同して中小企業・小規模事業者の事業継続力強化に係る支援事業（普及啓発等）に関する「事業継続力強化支援計画」を作成し、様々なリスクに対するBCPの策定を支援しています。

引き続き大阪商工会議所とも連携しながら、各種支援事業を通じて広く周知等に努め、中小企業のBCPの策定促進につなげてまいります。

| 担当 | 経済戦略局　産業振興部　産業振興課（産業振興担当）　電話：06-6615-3761 |
| --- | --- |

| 番号 | ２．（１）② |
| --- | --- |
| 項目 | 各地で頻繁に起こる自然災害に加え「南海トラフ地震」のリスクが高まっており、早急なBCP策定が望まれる。<br>とりわけ中小企業における策定率を向上する必要があり、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知するため、各種支援事業の広報の充実を行うとともに、大阪商工会議所をはじめとする関係先との連携強化を進め、中小企業のBCP策定が進むよう求める。<br>また、昨今、サイバー攻撃のリスクも高まっており、BCP の一環としてのそれらのセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。 |

（回答）

本市では、中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館において、BCPに詳しい専門家による相談対応をはじめ、BCP関連のセミナー等の各種支援プログラムを開催するほか、大阪産業創造館のホームページでBCP策定ツールや動画を公開しています。

関係先との連携においては、大阪商工会議所と共同して中小企業・小規模事業者の事業継続力強化に係る支援事業（普及啓発等）に関する「事業継続力強化支援計画」を作成し、様々なリスクに対するBCPの策定を支援しています。

引き続き大阪商工会議所とも連携しながら、各種支援事業を通じて広く周知等に努め、中小企業のBCPの策定促進につなげてまいります。

| 担当 | 経済戦略局　産業振興部　企業支援課（企業支援担当）　電話：06-6264-9834 |
| --- | --- |

| | |
|---|---|
| 番号 | ２．（１）③ |
| 項目 | 様々な施策により商店街の活性化に向けた取り組みが行われているが、これらの施策が実効あるものとなるよう、当事者のみならず、周辺住民をはじめとした多様なステークホルダーによる連携・協働によって、地域活性化につながる魅力ある「商店街」づくりに向けて、さらなる施策の拡充を行うこと。<br>とりわけ「空き店舗を活用した商店街再生事業」については、その効果を検証するとともに、実施した商店街へのフォローアップを行うとともに、市域全域で転嫁できるように施策の拡大を行うこと。 |

（回答）

本市ではこれまで、商店街の集客力、販売力向上や、課題解決の支援を行う「あきない伝道師による商店街強化事業」、商店街での消費意欲を喚起し、にぎわいを創出するため、キャンペーン期間を設け、市内各地の商店街で多様なイベントを展開する「商店街にぎわいキャンペーン事業」などを実施しています。

「空き店舗を活用した商店街再生事業」については、令和５年度から大阪市商店会総連盟と大阪商工会議所と連携して実施しておりますが、事業の効果検証や実施した商店街へのフォローアップを行うことで、自律的な商店街の再生・活性化に向けて、さらに取組を進めてまいります。また、実施した商店街にとどまらず、周辺エリアや市域全体にも事業効果が波及するよう、引き続き尽力してまいります。

（令和７年 11 月 30 日現在）

| | |
|---|---|
| 担当 | 経済戦略局　産業振興部　産業振興課（商業担当）　電話：06-6615-3781 |

| 番号 | ２．（２） |
| --- | --- |
| 項目 | フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」並びに「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するための働きかけを行うこと。<br>特に、中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。<br>また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。特に、優越的地位を利用した買いたたきや一方的な契約変更といった不公正な取引慣行が依然として残っている現状を踏まえ、実態把握と是正に向けた監視体制の強化を図ること。 |

（回答）

本市では、国による中小受託取引適正化の要請を踏まえ、委託事業者を対象に中小受託事業者との取引適正化の呼びかけを行っています。

「パートナーシップ構築宣言」につきましても、本取組の中で啓発を行ってまいりたいと考えております。

今後も、関係機関との連携や情報交換等に努めてまいります。

| 担当 | 経済戦略局 産業振興部 企業支援課（企業支援担当） 電話：06-6264-9834 |
| --- | --- |

| 番号 | ２．（２） |
| --- | --- |
| 項目 | フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」並びに「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するための働きかけを行うこと。<br>特に、中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。<br>また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。特に、優越的地位を利用した買いたたきや一方的な契約変更といった不公正な取引慣行が依然として残っている現状を踏まえ、実態把握と是正に向けた監視体制の強化を図ること。 |

（回答）

本市では、労務費の適切な転嫁に関しては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の趣旨も踏まえ、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、国からの要請の都度、公共工事設計労務単価等について新たな単価に基づく請負代金額に変更する措置をホームページ等で公表しているほか、工事請負契約書へのインフレスライド条項の明記などに取り組んでいるところです。

このほか、下請負人保護に関する法令を含む関係法令の遵守を求める周知文書や、府内事業者に係る労働関係法令が網羅された大阪府作成のパンフレットについて、電子調達システムや入札参加資格承認メールへ掲載し、落札者に配付する等の対応を行うことで、事業者への周知徹底に努めています。

また、中小企業等の企業間取引上の相談等を受け付けるために、中小企業庁が設置している「下請かけこみ寺」において、新たに各地方公共団体における相談窓口を紹介する取組が実施され、本市契約に関する相談があった場合には、当部署が相談窓口の役割を担っており、「下請かけこみ寺」を通じて紹介された中小企業等からの相談について、適切に対応を行ってまいります。

| 担当 | 契約管財局　契約部　制度課（契約制度グループ）　電話：06-6484-7062 |
| --- | --- |

| 番号 | ２．（３） |
| --- | --- |
| 項目 | 大阪市が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。<br>特に業務委託については、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。<br>また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守すること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いている。市としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。<br>加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為救済命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。 |

（回答）

本市では、労務費の適切な転嫁に関し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の趣旨も踏まえ、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、国からの要請の都度、公共工事設計労務単価等について新たな単価に基づく請負代金額に変更する措置をホームページ等で公表しているほか、工事請負契約書へのインフレスライド条項の明記などに取り組んでいるところです。引き続き、国や他の自治体の状況も注視しながら、同指針に沿った方策を検討してまいります。

このほか、下請負人保護に関する法令を含む関係法令の遵守を求める周知文書や、府内事業者に係る労働関係法令が網羅された大阪府作成のパンフレットについて、電子調達システムや入札参加資格承認メールへ掲載し、落札者にも配付する等の対応を行うことで、事業者への周知徹底に努めています。

また、中小企業等の企業間取引上の相談等を受け付けるために、中小企業庁が設置している「下請かけこみ寺」において、新たに各地方公共団体における相談窓口を紹介する取組が実施され、本市契約に関する相談があった場合には、当部署が相談窓口の役割を担っており、「下請かけこみ寺」を通じて紹介された中小企業等からの相談について、適切に対応を行ってまいります。

本市が発注する業務委託契約においては、価格以外の要素を考慮しつつ、最も有利な相手方を落札者とする総合評価一般競争入札制度を一部導入しており、評価項目として「賃金・労働条件の向上に関する取組」を含めることで、従事する労働者の適正な労働条件を確保することに努めるなど、下請負人へのしわ寄せや労働者の労働条件低下につながりやすいダンピング受

| | |
|---|---|
| 注の防止や品質確保にも取り組んでいます。令和２年度公告案件からは、この間の段階的な最低賃金引上げを踏まえ、より賃金・労働条件の向上に資することができるよう、評価基準等の見直しも行っています。<br>　また、平成 29 年度に、大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する業務委託契約等において雇用される労働者への賃金が大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化しています。令和３年３月には同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行った上、業務委託契約を締結した場合、契約事項について大阪労働局へ情報提供するよう定め、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。このほか、契約相手方より労働関係法令を遵守する旨の誓約書を徴取することとしており、より適正な賃金・労働条件の確保に取り組んでいるところです。<br>　入札参加事業者が業務に関し、各種法令に違反し監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表され、契約の相手方として不適当であると認められるときは、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づき停止措置を行い、措置期間が満了するまでの間は入札に参加させないものとしています。 | |
| 担当 | 契約管財局　契約部　制度課（契約制度グループ）　電話：06-6484-7062 |

| 番号 | ２．（４） |
| --- | --- |
| 項目 | 公契約が、各種法令の遵守により適正に行われることは、市民の信託のもと行われる行政行為として当然であるが、公契約のもとで働くすべての人に対して適正な賃金水準・労働諸条件を確保することは、公共サービスの質の担保だけでなく、地域経済の活性化にも有効であることから、すでに「公契約条例」を制定した他の自治体の事例なども参考に、「公契約条例」（IL0 第 94 号条約型）の制定を推進すること。<br>また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結にあたっては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保することとりわけ、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。 |

（回答）

最低賃金をはじめとする労働条件の基準は、基本的には、国において必要な措置を講ずるべきと考えております。このため、本市では、下請負人保護に関する法令を含む関係法令の遵守を求める周知文書や、府内事業者に係る労働関係法令が網羅された大阪府作成のパンフレットについて、電子調達システムや入札参加資格承認メールへ掲載し、また、落札者にも配付する等の対応を行うことで、事業者への周知徹底に努めています。

本市が発注する業務委託契約の一部では、総合評価一般競争入札制度を一部導入しており、評価項目として、「賃金・労働条件の向上に関する取組」を含めることで、従事する労働者の適正な労働条件を確保するなど、下請負人へのしわ寄せや労働者の労働条件低下につながりやすいダンピング受注の防止や品質確保にも取り組んでいるところです。また、令和８年４月１日以降に発注する工事契約の一部でも同様の観点から、「賃上げなど給与増の取組」を評価項目として取り入れ、賃上げに取り組んでいる事業者を評価することとしています。

また、平成 29 年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する業務委託契約等において雇用される労働者への賃金が大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化しています。令和３年３月には同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行った上、業務委託契約を締結した場合、契約事項について大阪労働局へ情報提供するよう定め、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。このほか、契約相手方より労働関係法令を遵守する旨の誓約書を徴取することとしており、より適正な賃金・労働条件の確保に取り組んでいるところです。

| | |
|---|---|
| 今後とも、公契約に関しては、国や他の自治体の動向だけでなく、人権デュー・デリジェンスへの配慮の確保等の動きにも注視しながら、適正な契約制度の確立に努めてまいります。 | |
| 担当 | 契約管財局　契約部　制度課（契約制度グループ）　電話：06-6484-7062 |

| 番号 | ３．（１）① |
| --- | --- |
| 項目 | 生活困窮者自立支援事業の改善に向け、引き続き、支援員の育成やスキルの維持・向上のための担当者研修を行うこと。また、国に対しては、処遇改善による人員確保に必要な予算の確保を働きかけること。加えて、NPO 法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用した支援の拡充を行うこと。<br>また、生活困窮者自立支援制度に関する社会的な認知度は依然として低く、支援を必要とする市民に的確に支援を届けるためにも、幅広い市民への周知が必要。リスティング広告や SNS を活用したプッシュ型の情報発信などについても検討すること。 |

（回答）

本市では、生活保護に至る前の段階の第２のセーフティネットとして、相談支援窓口を各区役所に設置し、相談者の自立までを包括的・継続的に支援しております。定期的にブロック会議、全区参集の担当者連絡会を開催し、情報交換や事例検討を行い、各区相談支援窓口のスキルアップを図っております。また、自立相談支援事業従事者養成研修やその他の研修への積極的な参加を支援し、各区相談支援窓口の支援員育成の取り組みに対するフォローアップを行っています。

また、生活困窮者自立相談支援制度の周知の必要性については、本市でも認識しているところであり、地下鉄駅構内や商業施設等でのポスターの掲示やデジタルサイネージでの広報を行ったほか、大阪市公式 LINE や大阪市、及び福祉局の X において継続的に情報発信を行っています。

| 担当 | 福祉局　生活福祉部　自立支援課　　電話：06-6208-7959 |
| --- | --- |

| 番号 | ３．（１）② |
|---|---|
| 項目 | 2025 年 10 月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知すること。生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援などの市民への周知に加え、市営住宅の積極的な利活用などについても検討すること。 |

（回答）

本市は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、生活困窮者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を行っており、大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度に基づき登録された「あんしん賃貸住宅」とともに、制度の周知及び検索方法についての情報提供を行っています。また、登録住宅の改修に対する国の経済的支援制度についても情報提供を行っております。なお、「改正住宅セーフティネット法」の内容については、関係局と連携して周知に努めております。

また、公営住宅法に定められている収入や同居親族の有無などの要件を満たす住宅困窮者に住宅を提供するため、例年７月・２月の定期募集、高齢者や障がい者、ひとり親世帯を対象とした５月の福祉目的募集、11 月の親子近居等募集、年２回（４月・９月）の 11 回以上の落選実績保有者向け募集を行っているほか、緊急に入居すべき事由を有する方に適時に対応するため、公営住宅等の空家の一部について随時募集を行っております。

| 担当 | 都市整備局　企画部　安心居住課　　電話：06-6208-9222<br>都市整備局　住宅部　管理課　　電話：06-6208-9264 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．（１）③ |
| 項目 | 住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的に実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。 |

（回答）

本市では、福祉部局と住宅部局が連携し、住宅確保要配慮者への居住支援を総合的かつ効率的に推進することを目的として、平成 29 年 10 月に「大阪市住宅セーフティネット連絡会議」を設置し、各局が実施している居住支援の取組について情報共有や課題の整理等を行っております。現在、本市における居住支援協議会の設置に向けて、福祉局と都市整備局が連携し、区役所や不動産団体、福祉関係団体等にヒアリングを行い地域レベルでの居住支援体制について検討しているところです。

引き続き、地域における居住支援を推進するため、相談や居住支援に携わる区役所窓口担当者等及び居住支援法人が相互連携を図られるよう取り組んでまいります。

| | | |
|---|---|---|
| 担当 | 福祉局　生活福祉部　自立支援課 | 電話：06-6208-7959 |
| | 都市整備局　企画部　安心居住課 | 電話：06-6208-9622 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．（１）④ |
| 項目 | 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」について継続的な施策実施が可能となるよう、2027 年(令和 9 年)の有効期限の延長を、大阪市として国に要請すること。また、同法の対象者に、ネットカフェ、簡易宿所、寮付き就労先、知人宅などに居住する不安定居住者層（いわゆる「隠れホームレス」）を含めるよう、制度設計の見直しについても国に要請すること。<br>大阪市として、若年層、女性、DV 被害者、児童養護施設退所者など、支援の網から漏れやすい層に対しては、アウトリーチや相談体制の強化を通じて、支援につながりやすい環境の整備を進めること。あわせて、民間支援団体との連携を強化し、障がい者、子ども、地域福祉など既存の支援会議との連携も図りながら、地域の実情に即した包括的な支援体制を構築し促進すること。 |

（回答）

本市では全国自治体ホームレス対策連絡協議会と連携を行い、ホームレス特別措置法の期限延長や不安定住居者層に対する制度設計の見直しなどを盛り込んだ「ホームレス自立支援施策の推進に係る要望書」をとりまとめ、厚生労働省へ要望を行う予定です。

また、本市においては、ホームレス状態にある方に対して、相談員が市内を巡回し声掛けを行い、状況を確認するとともに、福祉的支援を必要とされている方については、区役所の相談支援窓口等へ同行するなど、医療や福祉サービスにつなげられるよう支援等を行っております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　生活福祉部　自立支援課　電話：06-6208-7924 |

| 番号 | ３．（２）① |
| --- | --- |
| 項目 | 市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上を図ること。また、学生期から「がん検診」の重要性を理解できるよう、広く周知し、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。 |

（回答）※下線部について回答

大阪市国民健康保険では、被保険者の健康の保持増進を図る観点から 40 歳以上の被保険者の方を対象に特定健康診査を無料で実施しています。

特定健康診査の受診率向上の啓発について、対象となる全ての方に受診券を送付するとともに、国保けんしんガイド（パンフレット）、お住まいの区の取扱医療機関・集団健診会場一覧を同封し、受診を勧奨しています。

また、国保けんしんガイドにがん検診の料金等を記載し、特定健診とがん検診のセット受診を促進するとともに、令和７年度からは国保人間ドックの無料対象者の拡充（50・60 歳の追加）を行うことにより、受診率の向上を図っています。

特定健康診査の受診率向上に向けた効果的な手法等について、引き続き検討を進めてまいります。

| 担当 | 福祉局　生活福祉部　保険年金課（保健事業グループ）　電話：06-6208-9876 |
| --- | --- |

| 番号 | ３．（２）① |
|---|---|
| 項目 | 市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上を図ること。また、学生期から「がん検診」の重要性を理解できるよう、広く周知し、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。 |

（回答）※下線部について回答

がん検診の受診率向上に向けては、担当部署と連携し、はがきやＳＭＳによる受診勧奨を行うほか、20 歳の女性市民には子宮頸がん検診、40 歳の女性市民には乳がん検診（マンモグラフィ）の無料クーポン券を送付しております。

加えて、昨年度に引き続き、市民の健康意識を高め、がん検診の受診行動を促すため「いっとこ！がん検診キャンペーン」の取組として、41 歳から 59 歳までの大阪市国民健康保険に加入されている女性の方にも、乳がん検診（マンモグラフィ）無料クーポン券を送付するとともに、おおさか健活マイレージ「アスマイル」を活用し、大阪市がん検診を１種類以上受診された６９歳以下の方に、電子マネーに交換可能な「大阪市ポイント」1,000 ポイント（1,000 円相当）を付与し、受診促進に努めております。

さらに令和 3 年度から受診行動を促す環境づくりとして、対象者の自宅へ大腸がん検査キットを郵送し、予約不要で市民に身近な区役所等の特設会場で検体を回収する「ナッジ理論（＝そっと後押しする）を活用した大腸がん検診」を一部の区においてモデル実施しておりましたが、今年度より市内全区において実施しております。

今後も、これまでの取組による効果の検証を行い、より効果的な周知・啓発を行うなど、更なる受診率の向上に努めてまいります。

| 担当 | 健康局　健康推進部　健康づくり課　電話：06-6208-9943 |
|---|---|

| 番号 | ３．（２）② |
|---|---|
| 項目 | ライフステージごとの歯科健診を適切に行うこと。とりわけ高齢者については介護予防の観点から口腔機能評価を実施し、フレイル予防・誤嚥性肺炎の予防につなげること。 |

（回答）

本市では、「全ての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪の実現」を基本理念に、大阪市健康増進計画「すこやか大阪２１（第３次）」を策定し、区や関係局が連携して健康づくり施策の推進に取り組んでいます。

歯・口腔の健康づくりについては、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたる口腔機能の維持・向上を図るため、幼児歯科健診や後期高齢者医療訪問歯科健診等、ライフステージに応じた歯科健診を実施しているところです。

このうち青壮年期に対しては、20 歳から 70 歳までの５歳刻みの大阪市民を対象に歯周病検診を実施しており、必要に応じオーラルフレイル予防にかかる啓発を行うことにより、壮年期からの歯の喪失を予防し、高齢期まで歯及び口腔の健康保持に努めています。

高齢者については、大阪府後期高齢者医療広域連合からの委託により実施している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の事業の一つとして、後期高齢者医療訪問歯科健康診査を実施しています。通院での歯科健診受診が困難な在宅後期高齢者医療被保険者に対し、歯科医師・歯科衛生士が被保険者宅等を訪問して歯科健診を行い、その結果により必要な方には重症化予防のための口腔保健指導を行っています。

また、高齢期のフレイル予防として、住民主体の通いの場にて口腔体操（かみかみ百歳体操）を実施しているグループに対して、リハビリテーション専門職を派遣し、技術的助言・評価測定等を行う地域リハビリテーション活動支援事業や、閉じこもりがちな高齢者を対象に、体操運動・口腔機能・認知症の予防等、介護予防に資するプログラムを設けて開催する介護予防教室（なにわ元気塾）などを実施しています。

| 担当 | | |
|---|---|---|
| | 健康局　健康推進部　健康づくり課 | 電話：06-6208-9964 |
| | 福祉局　生活福祉部　保険年金課 | 電話：06-6208-9876 |
| | 福祉局　高齢者施策部　地域包括ケア推進課 | 電話：06-6208-9957 |

| 番号 | ３．（３）① |
| --- | --- |
| 項目 | コロナ禍を経て「医療」「健康」への関心が高まっている。そして、大規模な感染症の流行が発生すれば、その感染症にかかる対策への懸念だけでなく、日常の医療や健康も脅かされるという事実も明らかになった。<br>改めて、自治体の最大の使命といえる、住民の安全と安心を守るために、新興感染症のまん延時を想定した医療・保健福祉の提供体制を着実に構築すること。 |

（回答）※下線部について回答

新興・再興感染症の発生やまん延等に備え、令和４年12月に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、平時から新興感染症への備えを進めるとともに、有事には感染フェーズに応じて機動的に対応できるよう、令和６年３月に「大阪市感染症予防計画」を策定したところです。

検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症危機等への対応可能な保健所体制等を構築し、感染症の発生及びまん延の防止に向けた取組みを進めるとともに、大阪府などの関係機関と引き続き連携してまいります。

| 担当 | 健康局　大阪市保健所　感染症対策課　電話：06-6647-0656 |
| --- | --- |

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．（３）② |
| 項目 | EXPO2025 のテーマが「いのち輝く未来社会のデザイン」であったことをふまえ、万博のレガシーとして、改めて地域保健の実施体制を充実させ、医療・保健・福祉の連携により健康寿命の延伸が図られなくてはならない。<br>大阪市として健康寿命を延ばすことをめざし、保健所、24 区の保健福祉センターの体制充実・整備を行い、医療も含めた連携強化を進めること。 |

（回答）※下線部について回答

本市では、平成 12 年度から 1 保健所 24 保健センター、平成 15 年度からは 1 保健所 24 保健福祉センターとする地域保健体制のもと、広域的・専門的・技術的支援は保健所、市民に身近な保健サービスの提供は各区保健福祉センターが担い、機能分担、相互連携により保健衛生事業を総合的・効果的に実施しております。

今後も保健所と各区保健福祉センターとの役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。

| | | |
|---|---|---|
| 担当 | 健康局　健康推進部　健康施策課 | 電話：06-6208-9952 |
| | 健康局　大阪市保健所　管理課 | 電話：06-6647-0641 |

| 番号 | ３．（３）③ |
| --- | --- |
| 項目 | 市民病院が、地域医療拠点として安定的に運営できるよう、必要な人員配置や予算措置を講じること。<br>具体的には、大阪市民病院機構が掲げる「大阪市の中核病院として、地域医療機関との適切な役割分担のもとに連携を強化」「継続して良質な医療を提供できるよう、健全な経営基盤の確立に努める」などの基本方針が達成できるよう、大阪市から十分な運営交付金を交付すること。 |

（回答）

市民病院機構においては、地域医療支援病院である総合医療センターをはじめ、十三市民病院でも、地域医療機関との紹介・逆紹介を進めるとともに、地域の医療従事者の育成や高度医療機器の共同利用の促進等、地域医療機関との連携を図りながら、さらに訪問看護施設及び介護サービス施設などと多施設多職種の連携にも努めているところです。

また、市民病院が果たすべき医療機能を良質な環境や体制で市民に提供していくために、持続的運営が可能となる経営基盤の確立が求められることから、効率的・効果的な病院経営を行うとともに、求められる医療の提供や地域医療機関との連携を強化するなかで新規患者を確保することにより、経営基盤の強化を図るよう努めております。

本市としては、市民病院機構が必要な人員を確保し、感染症医療や救急医療等、不採算となることが見込まれる政策的な医療に対し確実に対応できるよう、運営費交付金を支出し支援しているところです。

| 担当 | 健康局 総務部 総務課（病院機構支援グループ） 電話：06-6208-9897 |
| --- | --- |

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．（３）④ |
| 項目 | 大阪市内には小児科専門の救急病院が少なく、休日夜間になると大阪中央急病診療所（西区）に、患者が集中している。小児救急はニーズが高く、かつ高度な水準が求められる医療現場である。また、社会的な弱者に「しわ寄せ」が集中する課題でもり、休日急病診療所の充実と増設などの改善策を講じるべきである。<br>大阪市として、独自の改善策と必要な措置を講じること。 |

（回答）

休日急病診療所の従事医師は各区域の開業医に依頼しており、小児科医師不足とも相まって現状以上の医師確保は厳しい状況にあります。

本市としても、救急医療の体制維持のために必要な、医師（特に小児科、産科等の分野）をはじめとする医療従事者の人材確保策の推進について、引き続き国へ要望しているところです。

| | |
|---|---|
| 担当 | 健康局　健康推進部　健康施策課（保健医療グループ）　電話：(06) 6208－9940 |

| 番号 | ３．（４）① |
|---|---|
| 項目 | 利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されよう、地域包括支援センターが、それぞれの地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう、十分な支援を行うこと。<br>また、地域包括支援センターの機能・役割について、住民への周知・広報を強化し、労働者が介護と仕事を両立できるよう情報・サービスを提供すること。 |

（回答）

地域包括支援センターは、高齢者が地域で安心して過ごすことができるよう、高齢者やその家族、ケアマネジャーからの介護、福祉、保健に関する相談・支援などを行っております。本市におきましては、よりきめ細かなニーズ把握とそれに対応する高齢者支援のネットワークを構築するため、委託により概ね高齢者人口１万人に１か所となるよう地域包括支援センターを設置し、高齢者人口６千人ごとに３人の社会福祉士等の専門職を配置しております。

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域包括支援センターが中核機関となり、関係機関が連携して取り組んでいくことが重要であることから、そのために必要な人員を追加配置するなど、地域包括支援センターの体制強化を図るとともに、地域包括支援センター職員を対象として、ニーズに応じた研修を実施するなど、質の向上にも努めているところです。

また、地域包括支援センターでは、在宅で介護している家族介護者及び地域住民の方に対して、在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会や、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法や認知症についての理解を深める機会を提供するなど、当事者組織の育成・支援を図ることを目的とする家族介護支援事業にも取り組んでおります。

今後も、地域包括支援センターの役割等については、パンフレットやホームページ等により広報周知を図るとともに、様々な関係機関と連携し、地域における交流促進のためのボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における多様な社会資源を活用できるよう、地域との連携・協力体制の整備に努めてまいります

| 担当 | 福祉局　高齢者施策部　地域包括ケア推進課　　電話：06-6208-8060 |
|---|---|

| 番号 | ３．（４）② |
|---|---|
| 項目 | すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対し、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。<br>また、介護職員等処遇改善加算ではなく基本報酬の引き上げを国に働きかけること。<br>介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め、相談・支援体制を構築し、取得促進をはかること。 |

（回答）

介護職員等処遇改善加算につきましては、令和６年度から介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和６年度に 2.5%、令和７年度 2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。

大阪市としましても、令和６年度報酬改定により基本報酬引下げとなった訪問介護等のサービス事業者に対して、令和７年度には処遇改善加算の取得等を促進するため、処遇改善加算取得促進事業を実施しているところです。

また、事業所において職員全体への周知が十分に行われていないことが判明した場合には、運営指導や苦情相談の場を通じて、事業所へ適切に指導を行っているところです。今後も事業所に対して、労働者への周知徹底が図られるよう、指導及び助言に努めてまいります。

なお、人材確保や物価高騰をふまえた介護サービスの安定供給や良質なサービス水準の確保に必要な財政措置を講じるよう、令和７年６月に国に対して要望を行ったところです。

| 担当 | 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）　電話：06-6241-6310<br>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ）　電話：06-6208-8028 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．（４）③ |
| 項目 | 介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向け、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。また、利用する家族も含め周知を行うなど対策を強化すること。 |

（回答）※下線部について回答

介護労働者の職場環境につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準において、事業者は「職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない」旨が定められております。

なお、運営指導の際には、事業者に対してハラスメント防止への取り組み状況を確認し、指導を実施しているところです。

今後も、現場での具体的な防止策の浸透・定着が図られるよう指導するとともに、介護労働者が安心して働ける職場環境づくりの助言に努めてまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）　電話：06-6241-6310 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．（４）④ |
| 項目 | 2024 年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないよう、事業者への周知徹底をはかること。 |

（回答）

介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備につきましては、2024 年度の介護報酬改定により、居住系及び施設系サービスにおいて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務付けられました。

こうした改定事項につきましては、ホームページでの周知に加えて、介護事業者集団指導を通じて、事業者への周知を行っているところです。

また、委員会設置の義務化につきましては、本格的な実施までに３年の猶予が設けられておりますが、事業者への運営指導の際に設置状況の確認及び指導を実施しています。

今後も、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりが図られるよう、引き続き事業者への指導及び助言に努めてまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）　電話：06-6241-6310 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．（４）⑤ |
| 項目 | 地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。 |

（回答）

本市では、認知症の相談窓口である各区認知症強化型地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等が認知症の人の支援に係る研修や事例の共有、連携等を行うことで、認知症の人やその家族等に対する支援体制の強化を図っています。

また、若年性認知症の人の支援については、各区認知症強化型地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、就労支援等、若年性認知症の人のニーズに応じた支援を行うほか、令和４年度から若年性認知症支援強化事業を実施し、令和５年度から大阪市若年性認知症支援コーディネーターを配置して、認知症地域支援推進員をはじめ、若年性認知症支援に関わる各支援機関に対し、研修や後方支援、若年性認知症の人のいきがいや居場所に関する社会資源情報の収集及び情報提供等を行っています。

さらに、大阪府との共同により、企業等の産業医や人事・労務担当者等の産業保健スタッフ等に対し、若年性認知症の人の特性に配慮した就労の支援のために必要な知識や技術を習得するための研修を行っています。

また、認知症の人に関する理解の増進等に向けて、地域の住民や企業・団体を対象とした認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成しています。

令和７年度からは、市内の小中学生等の認知症の人に関する理解等を促進するため、大阪市教育委員会事務局が運営する情報ネットワークであるＯＥＮ（オーエン）に認知症サポーター養成講座の情報を登録し、市立学校園が容易に認知症サポーター養成講座の情報を閲覧、開催申込みをできるようにしています。

今後も認知症の人の意思が尊重され、地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざして、引き続き取り組んでまいります

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　高齢者施策部　地域包括ケア推進課　　電話：06-6208-8051 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．（４）⑥ |
| 項目 | 府内の一部の自治体では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもとお互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有し、大阪市としても条例制定について検討すること。 |

（回答）

本市では、平成 30 年 2 月 13 日に開催した「認知症の人やその家族が自らの言葉で語る会議」において、市長が認知症の人やそのご家族と意見交換し、あらゆる世代や立場の人が協力して認知症の人にやさしいまちづくりに取り組むこととした「認知症の人をささえるまち大阪宣言」に基づいて、認知症の人の意思が尊重され、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざして、認知症施策を総合的に推進しているところです。

今後も、共生社会の実現に向けて、令和６年１月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえつつ、本市における認知症施策推進計画を策定することとしており、認知症の人の視点に立ち、認知症の人やその家族の意見を踏まえながら、認知症施策を総合的、計画的に推進してまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　高齢者施策部　地域包括ケア推進課　　電話：06-6208-8051 |

| 番号 | ３．（４）⑦ |
| --- | --- |
| 項目 | 大阪市における介護保険料は、全国で最も高い水準にあり、高齢者世帯、とりわけ年金収入のみで生活している世帯にとって大きな負担となっている。介護サービスの安定的提供は必要不可欠であるが、一方で、その財源確保のために過度の負担が市民生活を圧迫してはならない。<br>介護保険制度は、高齢者が尊厳を持って生活するための支えであり、過度な負担は制度への信頼を損なうばかりか、必要なサービスの利用を妨げるものである。<br>大阪市は、市民生活の実態を踏まえ、負担軽減策を早急に検討・実施すべきであり、以下の内容について検討・実施すること。<br>・低所得者の負担の軽減<br>所得段階区分の緩和、対象者の拡大を行うこと。<br>保険料の減免枠の拡充、手続きの簡素化を行うこと。<br>・保険料水準の引き下げ<br>一般財源からの繰入などにより保険料を抑制すること。<br>・介護予防事業を強化し、将来的な給付費抑制を図ること。 |

（回答）

市町村民税非課税世帯者及び市町村民税非課税対象者に係る所得区分については、介護保険施行令に具体的な基準が定められていることから、本市独自で変更することはできないと考えます。また、所得段階数に関しても、国の標準段階が 13 段階であるのに対し、本市ではより細かく 15 段階に設定することにより、基準となる保険料について軽減を図っております。

また、低所得者の負担の軽減として、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、保険料段階が第１段階から第４段階の市町村民税非課税世帯の方を対象として実施しておりますが、この対象者については介護保険法施行令に規定されているため、本市独自で対象者を拡大して実施することはできないと考えています。

介護保険料の軽減につきましては、保険料段階が第１段階から第４段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、公費による保険料軽減強化を行う前の第４段階保険料の２分の１に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。

なお、収入要件の基準額については、社会福祉法人利用者負担軽減制度要件及び他都市の実施状況等を勘案して設定しております。市町村が条例に基づき保険料の減免を行う場合は、厚

生労働省の指導により「資産を考慮せず、収入のみに着目して一律に減免することは、正確な負担能力を個々具体的に判断しないまま減免を行うこととなり、不公平である」という原則の主旨を踏まえて実施することになっています。そのため、ご本人と世帯員の収入だけではなく、資産・扶養の有無及び保険料の納付状況も含めて適用するかどうかを決定しており、これらを確認するために必要な書類の提出をお願いしています。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と 50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。

介護保険料を引き下げるために一般財源を投入することは、健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国から見解が示されております。

また、本市では、これまで介護予防に関する講座や教室の開催、地域の方が主体的に開催される介護予防のための活動支援等、さまざまな介護予防事業に取り組んできました。

このような状況の中、今後ますます長寿化が進展し、要介護認定率の上昇が見込まれることを踏まえ、高齢者がいきいきと暮らし続けられるよう、令和７年４月より、「すこやかに、かいご予防で、いい人生」の頭文字を取った「"すかい"プロジェクト」を開始し、介護予防の更なる推進に向けて、これまであまり関心がなかった人等に対し、「知る」「始めてみる」「楽しむ」「広げる」の４つの柱で、介護予防事業の取組みを推進しています。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059<br>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028<br>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．（５）① |
| 項目 | 支援を要する子どもをはじめ、子どもが心身ともに健やかに成長するため、また、「保育の質」のさらなる向上のためにも、必要な要員を確保するとともに、労働条件と職場環境の改善を行うこと。<br>併せて 2026 年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に対応するための、職員配置や職場環境の改善など必要な措置を行うこと。 |

（回答）※下線部について回答

公立保育所の保育士における給与については、本市人事委員会からの意見に基づき、民間保育士の給与水準に加え、取り巻く諸般の状況を考慮して、適用される給料表を作成した経過があり、以降も、本市人事委員会による民間給与実態調査に基づく勧告を反映した改定を行っています。

| | |
|---|---|
| 担当 | 総務局 人事部 給与課（給与グループ）　電話：06-6208-7527 |

| 番号 | ３．（５）① |
|---|---|
| 項目 | 支援を要する子どもをはじめ、子どもが心身ともに健やかに成長するため、また、「保育の質」のさらなる向上のためにも、必要な要員を確保するとともに、労働条件と職場環境の改善を行うこと。<br>併せて 2026 年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に対応するための、職員配置や職場環境の改善など必要な措置を行うこと。 |

（回答）※下線部について回答

公立保育所においては、配慮や支援を要する児童や保護者に対応し、セーフティーネットの機能の一翼を担うべき保育士について本務職員を計画的に採用し、配置基準を満たすために必要な保育士はすべて本務職員としてまいりたいと考えております。

また、潜在保育士をはじめ経験豊富な保育士を採用するため、令和３年度から社会経験者保育士の試験区分を設け、採用試験を実施しております。

職場環境改善としては、保育士が行っている所内清掃や玩具等の消毒、除草などの業務軽減を目的に会計年度任用職員を雇用して、保育士が働きやすい職場環境をつくり、保育の質の向上に取り組んでいます。

また、全国的に保育士不足が極めて深刻な中、本市では、大阪市保育士・保育所等支援センターにおける潜在保育士の復職支援や新卒者の就職促進等に加え、保育士宿舎借り上げ支援事業等の国の保育人材確保対策事業のほか、本市独自事業である保育士の定着支援事業や保育士働き方改革推進事業等、各種の保育人材確保対策事業を実施し、必要な保育士確保に努めております。

保育の質の確保という点において保育士の配置基準等については重要な項目の一つと考えており、今後も保育の安全性を確保しつつ増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。

なお、保育人材確保のためには保育士全体の処遇改善が重要と考えておりますが、保育士の処遇改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる処遇改善が図られるよう要望しております。

| 担当 | | |
|---|---|---|
| | こども青少年局　企画部　総務課（人事グループ） | 電話：06-6208-8637 |
| | こども青少年局　幼保施策部　保育所運営課 | 電話：06-6684-9345 |
| | こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（企画調整グループ） | 電話：06-6208-8031 |
| | こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（認可給付グループ） | 電話：06-6208-8281 |

| 番号 | ３．（５）② |
| --- | --- |
| 項目 | 近年、待機児童数は減少傾向（大阪市は 2025 年４月１日現在で０人）と言われているが、待機児童に含まれない保留児童・隠れ待機児童数は増加傾向にある。<br>また、大阪市の独自施策として昨年９月から０～２歳児保育料の第２子無償化がスタートしたが、26 年度に第１子を含めた完全無償化を行うとしている。当然ながら保育所の利用増が想定される。さらに、「こども誰でも通園制度」の本格実施も行われることから、それらへの対応についても喫緊の課題となっている。<br>すべての子どもが希望する保育所等へ入所できるよう、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。<br>加えて、医療的ケア児を含む障がいのある児童の受け入れや、兄弟姉妹の同一保育施設への入所などを積極的に行うこと。また、こうしたきめ細かい対応が可能となるよう、区保健福祉センターの保育所入所担当の体制充実を行うこと。<br>2026(令和７)年度を初年度とする「大阪市こども・子育て支援計画」の次期計画がスタートするが、掲げられた目標達成に向けて、大阪府や関係部局、関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。 |

（回答）

認可保育所や地域型保育事業所の整備にあたっては、直近の利用申込状況等を勘案しつつ、保育を必要とする全ての児童の入所枠確保に向けて取組を進めております。

保育施設等への入所にあたっては、子ども・子育て支援法上、保護者が就労等の保育の必要性の認定を受ける必要があり、認定の対象となる場合は、本市においては「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」に基づき、保育の必要性の高い世帯から順に利用調整を行っています。

きょうだいが保育施設等を利用中の場合の新規の利用申込みについては、上記要綱において、優先度を高めるため、状況に応じたきめ細かな加点を行うよう規定しているところです。

障がいのある児童や特別な支援を要する児童においては、受け入れが促進されるよう、民間保育施設に対して加配保育士等や医療的ケア児対応看護師の人件費にかかる経費や受入れに必要となる教材・環境備品の購入にかかる経費を助成してきたところです。また令和６年度より、民間保育施設での更なる障がい児の受入が促進されるように、医療的ケア児対応看護師の雇用経費の助成額上限について１日あたり８時間から 11 時間に引き上げるとともに、看護師の雇用

| | |
|---|---|
| 条件を緩和し、医療的ケア児の災害対策に必要な備品の購入費の助成を新設しています。さらに、令和７年度から加配保育士等の人件費や教材・環境物品購入にかかる経費の助成対象児童を拡充し、公立保育所においても同様の対応が可能なよう取り組んでおります。<br>　また、区保健福祉センターにおける保育所入所担当の体制充実に関しましては、区役所でのマネジメント事項ではありますが、こども青少年局としては、保育事務を担当する新任担当者への研修、区における必要経費の配付、又は区からの相談に対する助言や情報提供等をきめ細かに実施することにより、保育業務の円滑かつ適正な実施を支援しています。<br>　「大阪市こども・子育て支援計画」については、従前より、１年ごとの振り返りを実施するとともに、計画期間終了後には５年間の振り返りを実施し、施策の進捗管理及び自己評価を行ってまいりました。また、実施状況につきましては、こども・子育て支援会議で説明し、本市ホームページにおいて公表してまいりました。<br>　令和７年３月に策定しました「大阪市こども計画」につきましても、引き続き、毎年振り返りを実施することにより、施策の進捗管理及び自己評価を行い、施策の着実な実施と、効果的な支援の提供に努めてまいります。 | |
| 担当 | こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（環境整備グループ）電話：06-6208-8126<br>こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（幼保利用グループ）電話：06-6208-8037<br>こども青少年局　幼保施策部　保育所運営課　電話：06-6684-9709<br>こども青少年局　企画部　企画課　電話：06-6208-8337 |

| 番号 | ３．（５）③ |
| --- | --- |
| 項目 | 病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様な保育サービス拡充のための財政支援を行うこと。<br>保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスの実施などに対応できるよう、保育士、看護師の確保の支援を行うこと。<br>必要なサービスが必要とされる市民に適切に届くよう、リスティング広告や SNS による広報などを活用するなど、市民周知を強化すること。<br>病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムについて拡充と改善を進めること。<br>セーフティネットの観点から、安易な公立保育所や市立幼稚園の削減を行わないこと。 |

（回答）

病児・病後児保育については、国の要綱により基準額が定められているところですが、本市においては、基準額の細分化や独自の加算のほか、新規開設における施設改修費等の費用負担を軽減するため、開設準備経費補助を実施しております。また、事業実施者の賃借料負担を軽減するため、令和６年度に賃料補助金を創設し、令和７年度には賃料補助金の補助上限額を月額 15 万円から 40 万円に引上げております。

病児・病後児保育にかかる予約システムに関しましても、病児・病後児保育事業の事業実施者に対し、予約システムの整備に要する経費の一部を補助する病児・病後児保育事業予約システム整備補助を実施しているほか、施設の空き状況の確認や利用予約等をオンラインでできる機能を備えた「大阪市子育てサポートアプリ」を令和８年４月リリースに向け開発を進めております。同アプリの開発にあたっては、施設の利用予約のみならず、利用者が必要な情報に簡単にアクセスできるよう、子育て支援サービスや施設の情報を整理・充実させることで、市民周知にも努めてまいります。

今後も、保育内容の充実を図るため、利用実績を基本としつつ安定的運営にも配慮した基準額や補助となるよう、他の指定都市と連携を図りながら、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

また、延長保育、夜間保育、休日保育などについては、多様化する保育需要に応じて保育サービスを拡充するため、安心してこどもを生み育てることができる環境の整備を図っており、所要額の確保や市民周知に努めているところです。

今後も、保育内容の充実を図るため、利用実績を基本としつつ安定的運営にも配慮した基準

| | |
|---|---|
| 額や補助となるよう、他の指定都市と連携を図りながら、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。<br>市立幼稚園につきましては、「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方に基づき、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、市立幼稚園の民営化を進めることとしていますが、市立幼稚園としての今日的な役割についての再検証や、公としての役割を明確化したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、今後の進め方についての方針を示し取り組むこととしております。<br>公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティーネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。<br>また、入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。 | |
| 担当 | こども青少年局　子育て支援部　管理課（子育て支援グループ）　電話：06-6208-8112<br>こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（認可給付グループ）　電話：06-6208-8352<br>こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（幼稚園運営企画グループ）<br>電話：06-6208-8165<br>こども青少年局　幼保施策部　保育所運営課　電話：06-6684-9109 |

| 番号 | ３．（５）④ |
| --- | --- |
| 項目 | 「子どもの貧困」の解消に向け、引き続き、大阪市こどもサポートネットにおける、実効ある対策と効果の検証を行うとともに、困窮家庭における相談窓口については、必要な支援が確実に受けられる体制の構築を行うこと。<br>就労しているひとり親家庭の保護者に対して支援が確実に届くよう、アウトリーチ型の支援や、土日祝や夜間の相談体制の充実、行政手続きの簡素化を行うこと。<br>「子ども食堂」などのいわゆる「子どもの居場所」については、地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、学校・企業・福祉などと連携したネットワークの構築に向け、大阪市として「子ども食堂」への支援をさらに拡充すること。<br>さらに、「住む場所による差」が生じないよう、居場所へのアクセス確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。 |

（回答）

「大阪市こどもサポートネット」は、実施目的を、「すべてのこどもたちの状況を把握」し、「課題の解決に向けて必要な支援につなげていく」こととしており、学校におけるこどもの外形的な様子からの「気づき」を「見える化」して区役所等の福祉制度や支援先の利用など、必要な支援先につなげる仕組みとなっています。平成 30 年度からモデル７区で実施し、その効果検証を踏まえ、令和２年度から全区展開しています。

この間、複合的な課題等により対応が難しいケースが多くみられておりますが、粘り強く支援対象者に対して働きかけ等を行った結果、令和６年度においては、3,858 人の課題がある児童・生徒を発見するとともに、そのうち 3,805 人について、アウトリーチを行うことができました。また、アウトリーチを行ったうち、3,692 人を必要な支援先に繋げることができ、さらに、そのうち 1,567 人については、解決または好転することができました。

次に、本事業における主な課題ですが、学校と区役所等の協働により、何らかの行政サービスや地域資源の利用につながる件数は多い一方、世帯の課題が多岐にわたっていることにより、なかなか状況に変化が見られなかったり、課題の認識や制度利用の必要性がなかなか理解されず、最終的に利用することを拒否する世帯が一定数存在するほか、不登校支援などにおいては、児童・生徒の個々の状況が異なることや、こどもたちの気持ちの変化が起こるまでに時間を要するため、支援等の利用が進まない状況がみられます。

これらの課題への対応として、何らかの支援につなげた後も潜在的な課題があることをあらかじめ想定し、更に利用可能な支援先をもれなく提供し利用につなげるとともに、これまで以上によりきめ細やかな充実した寄添い型の支援を行ってまいります。

ひとり親に対する相談支援体制については、各区保健福祉センターにひとり親家庭サポーターを配置し、ひとり親に対する支援施策の案内や相談対応をワンストップで対応できるよう努めているところです。

その対応日・時間については、原則区役所の開庁時間としているところですが、事前に予約を頂くことで、夜間の対応も行っています。

また、本市の指定管理施設である「母子父子福祉センター 愛光会館」においても生活相談や就業相談を実施しており、夜間・土曜日を含めて対応を行っているところです。

こどもの居場所への支援については、平成 30 年度より、こどもの貧困対策関連事業として、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体等（以下、「活動団体」といいます。）と活動団体を支援する意向のある企業等（以下、「支援企業」といいます。）をつなぐネットワークを構築して、地域における取組の活性化と、社会全体でこどもを育む機運の醸成を図ることを目的として「こども支援ネットワーク」を構築し、ネットワークの事務局を担っている大阪市社会福祉協議会へ運営補助を行っています。

本事業では、活動団体や支援企業の情報発信、定期的なミーティングによる活動団体・支援企業相互の情報共有、活動団体の従事者を対象とする研修の実施、支援企業からの物資提供等による支援の仲介、活動団体でのボランティア活動の仲介、新たな活動団体の開拓・支援等の取組を行っています。そして、本事業の取組みによる効果が相互に影響を及ぼすことにより、地域における活動の深化を図ることとしており、こどもの居場所が安定的に運営されるよう支援しています。

令和元年度からは、安心してこどもの居場所の活動に取り組んでいただけるよう「こども支援ネットワーク」に加入された活動団体に対して、こどもの居場所での万一の事故に対応した保険への加入料を本市が全額支援するとともに、令和３年度より、本人の不注意によるけがなど、利用者を対象とした補償内容を拡充してきたところです。

また、必要な地域にこどもの居場所を充足させることを目的として、令和４年度から、本市が指定する地域にこどもの居場所を開設する活動団体に対し、開設にかかる備品等の購入経費を補助する「大阪市こどもの居場所開設支援事業」をモデル実施し、令和５年度以降、全区展開による本格実施を行っています。

引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、「こども支援ネットワーク」を通じて、こどもの居場所が安定的に運営され、安心して活動に参加できるような環境づくり、周知活動に取り組んでまいります。

| | | |
|---|---|---|
| 担当 | こども青少年局　企画部　企画課（こどもの貧困対策推進グループ） | |
| | | 電話：06-6208-8153 |
| | こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課 | 電話：06-6208-8034 |

| 番号 | ３．（５）⑤ |
| --- | --- |
| 項目 | 「こども相談センター」の権限強化を国に求めるとともに、複雑かつ重大化の傾向にある児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を充実させること。<br>「こども相談センター」の機能を強化し、児童虐待の予防的取り組みや、介入の徹底などに加え、学校など関係先との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。<br>市民に対しては、「子どもの権利条約」および「こども基本法」の内容・理念を周知し普及に努めること。<br>さらに「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、11 月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間などのタイミングで、現在、実施している啓発活動をさらに拡大し、未然防止策を講じること。 |

（回答）※下線部について回答

こども相談センターでは、従前より児童虐待相談をはじめとする児童相談件数の増加や複雑化している相談に対応するため、児童福祉司の増員に取り組んでおり、児童虐待対応や法的対応など相談体制の強化を図ってまいりました。

児童福祉法の改正により、平成 28 年に児童福祉司の配置基準が明確化されたことなどを受け、平成 29 年から計画的な採用を行い児童福祉司・児童心理司の増員に取り組むとともに、資質向上のための研修を行うなど専門性の強化に取り組んでおります。

こども基本法については、誰一人取り残すことなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

本市では、こども基本法に基づく市町村こども計画として位置付けております「大阪市こども計画」を令和７年３月に策定し、こども基本法の内容にそって、本市におけるこども・若者や子育て当事者を対象とした包括的な視野から総合的な支援施策を推進しています。

また、同法は、こども施策の基本理念のほか、こども等の意見の反映などについて定めており、こども・若者や子育て当事者のみなさんから意見を募集しております「こども・若者の声」の本市ホームページで、こども基本法についても紹介しております。

引き続き、「大阪市こども計画」及び「こども・若者の声」の取組の推進及び周知により、こども基本法の内容や理念の周知・普及につなげてまいります。

また、秋のこどもまんなか月間を中心に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」

| | |
|---|---|
| を展開し、様々な民間企業や関係機関における啓発ポスターの掲示・啓発物品の配布、プロスポーツチームとの連携など、児童虐待防止に向けた啓発活動を実施しています。今年度は、ポスターの掲示場所や企業との連携を拡充するほか、大阪市のプロスポーツチーム８チームのホームゲームにおける啓発物品の配布など取組を行いました。今年度は新たに車両用ステッカーを作成し、本市及び連携企業の車両に掲示しております。今後も引き続き、様々な機会をとらえた啓発活動に努めてまいります。 | |
| 担当 | こども青少年局　中央こども相談センター　電話：06-4301-3100<br>こども青少年局　企画部　企画課　電話：06-6208-8337<br>こども青少年局　子育て支援部　管理課（児童支援対策グループ）　電話：06-6208-8032 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．（５）⑤ |
| 項目 | 「こども相談センター」の権限強化を国に求めるとともに、複雑かつ重大化の傾向にある児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を充実させること。<br>「こども相談センター」の機能を強化し、児童虐待の予防的取り組みや、介入の徹底などに加え、学校など関係先との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。<br>市民に対しては、「子どもの権利条約」および「こども基本法」の内容・理念を周知し普及に努めること。さらに「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、11 月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間などのタイミングで、現在、実施している啓発活動をさらに拡大し、未然防止策を講じること。 |

（回答）※下線部について回答

人権啓発・相談センターでは、大阪市人権だより「KOKORO ねっと」において、こども基本法を取り上げ記事掲載しているほか、講演会や研修会などのイベント等の際に展示用にお使いいただくことのできる「人権啓発パネル」の貸出を行っており、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に関するパネルも用意しております。人権啓発パネルは個人・団体等を問わずどなたでもご使用いただくことができます。

| | |
|---|---|
| 担当 | 市民局　ダイバーシティ推進室　人権啓発・相談センター　　電話：06-6532-7631 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．（５）⑥ |
| 項目 | 子どもたちが、教育の機会が奪われ、社会的な孤立に追い込まれないよう、迅速かつ的確な社会的・経済的支援を行うこと。<br>情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど、具体的な支援につなげる仕組みづくりを推進すること。 |

（回答）※下線部について回答

大阪市では、令和３年５月に副市長をリーダーとする「ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム」を設置し、令和３年度からヤングケアラー支援の取組を支援しています。

プロジェクトチーム会議での議論・検討を踏まえた本格支援策として、ヤングケアラーの相談環境の充実を図るため、もと当事者等が聞き手となるオンラインサロン、市内に拠点を構えたピアサポートを行うとともに、希望に応じて関係機関（区役所等）へ同行する「ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業」や日常生活を送るためにヤングケアラーの通訳に頼っている方を対象に、こどものケア負担を軽減することを目的として通訳者を派遣し、区役所での行政手続き等に同行して通訳を行う「ヤングケアラー外国語通訳派遣事業」を実施しているほか、子育てに対して不安や負担を抱えている要保護家庭等やヤングケアラーのいる家庭に訪問支援員を派遣し、こどもたちのケア負担の軽減など、ヤングケアラー支援を推進しております。

また、プロジェクトチーム会議での議論をふまえ、一番身近な行政機関である区役所の子育て支援担当にヤングケアラー相談窓口を設置しました。

各区においては、ヤングケアラーを含む要保護児童等について、関係機関と連携して最新の情報を把握、整理し共有を行うとともに、適切な支援となるよう継続的に支援方針の見直しを行っております。特に虐待が疑われるヤングケアラーについては、要保護児童対策地域協議会だけでなく、こども相談センター（児童相談所）と連携を密にするなど、必要な支援を行っています。そのほかにも「大阪市こどもサポートネット」における市立の全小・中学校の児童・生徒を対象に教職員が行うスクリーニングにヤングケアラーの項目を追加することで、学校現場におけるヤングケアラーを早期発見し支援につなげる取組を行っています。

令和７年度からは、「大阪市こども計画」において、ヤングケアラー支援をライフステージを通して対処すべき課題の重点施策に位置付け、施策を進めています

| | |
|---|---|
| 担当 | こども青少年局　企画部　企画課（こどもの貧困対策推進グループ）電話：06-6208-8153 |

| 番号 | ３．（５）⑥ |
| --- | --- |
| 項目 | 子どもたちが、教育の機会が奪われ、社会的な孤立に追い込まれないよう、迅速かつ的確な社会的・経済的支援を行うこと。<br>情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど、具体的な支援につなげる仕組みづくりを促進すること。 |

（回答）

○「ヤングケアラー」の具体的な事例や概念について

本市では、ヤングケアラーの支援として、まずは正しい理解と気づきの醸成が必要であるとの認識のもと、市ホームページや市広報紙でヤングケアラーについての掲載を行う他、ポスター、リーフレット等を市関連施設等に配布しています。

また、市作成の啓発動画を区役所や市内商業施設等のデジタルサイネージで放映し、広く周知・啓発を行っています。

さらに、令和５年９月には、市内在住の中高生に向けた冊子「自分と家族の味方をつくるブック」を作成し学校に配架するなど、こどもたちにもヤングケアラーの存在や決してひとりで悩み、抱え込む必要がなく、助けてくれる大人や場所があることを周知しています。令和３年11月中旬から令和４年１月上旬の期間に大阪市立中学校生徒を対象とした実態調査の結果を令和４年７月に公表しております。本調査の有効回答率は87.2%(45,268人)と非常に高く、ヤングケアラー存在割合は、9.1%でした。

○早期発見が可能な仕組みの構築及び相談体制の強化について

本市では、副市長をリーダーに区長と関係所属長がメンバーであるヤングケアラー支援にむけたプロジェクトチームを設置しており、ヤングケラー支援策の検討を進めおり、会議での議論をふまえ、一番身近な行政機関である区役所の子育て支援担当にヤングケアラー相談窓口を設置しました。

各区が行っている支援のひとつとしては、ヤングケアラーを含む要保護児童等については、関係機関と連携して最新の情報を把握、整理し共有を行うとともに、適切な支援となるよう支援方針の見直しを継続的に行っております。特に虐待が疑われるヤングケアラーについては、要保護児童対策地域協議会だけでなく、こども相談センター（児童相談所）と連携を密にするなど、必要な支援を行っています。

こどもたちが多くの時間を過ごす学校においては、令和４年度に引き続き令和５年度においても、教育現場への支援として、スクールカウンセラーを増員し、すべての市立小中学校等に

配置しました。また、児童生徒に配付しているタブレットの相談機能を活用し、学校・家庭・家族のことが相談しやすい環境を整備するとともに、スクールソーシャルワーカーを増員配置することで、児童生徒のアセスメントを実施し、支援の必要なこどもや家庭を見逃さずに、福祉施策とつなげる仕組みを構築しています。
また、プロジェクトチーム会議での議論・検討を踏まえた本格支援策として、「ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業」のピアサポートの体制を強化するとともに、外国語対応が必要な家庭に対する通訳派遣を実施しているほか、子育てに対して不安や負担を抱えている要保護家庭等やヤングケアラーのいる家庭に訪問支援員を派遣し、こどもたちのケア負担の軽減など、ヤングケアラー支援を推進していきます。

| | | |
|---|---|---|
| 担当 | こども青少年局　企画部　企画課（企画） | 電話：06-6208-8337 |
| | 教育委員会事務局　指導部　教育活動支援担当 | 電話：06-6208-9174 |
| | 教育委員会事務局　指導部　初等・中学校教育担当 | 電話：06-6208-9186 |

| 番号 | ３．（５）⑦ |
| --- | --- |
| 項目 | 「児童いきいき放課後事業」については、中心区の児童数の急増などの要因により、事業の内容に極端な偏在が発生しており、検証と対策が必要。<br>地域間の格差を縮小し、事業が充実するよう、予算措置を行うよう要請する。 |

（回答）

「児童いきいき放課後事業」については、市内に居住する全ての児童を対象に、市内の市立小学校全てにおいて、平日の放課後のほか土曜日、夏休みや冬休みなど長期休業日に、児童の安全・安心な遊び場・居場所を提供しております。

原則として、児童の安全や学校との連携の観点から、授業の終了後に校外に移動する必要がないよう通学先の小学校の「いきいき」をご利用いただいています。

令和６～７年度にかけて再構築に取り組んでおり、今年度からは、事業実施時間について、各いきいき活動室において延長希望児童が一人でもいる場合は 19 時までの時間延長を行っており、保護者のきめ細やかなニーズに対応できるようにしています。また、今年度より入退室管理アプリを導入し、業務効率化に加え利用者の安全性・利便性向上に取り組むなど事業の充実を図っています。

活動室の狭隘化対策についても取り組んでおり、職員配置基準の見直しによる児童の見守り体制の確保に加え、「特に狭隘化が深刻な活動室」については新たな活動場所の確保を行っています。

今後マンション建設等により利用児童が増加することが見込まれるエリア等では、さらに活動場所が必要になるものと認識しており、引き続き対策を実施していきます。

| 担当 | こども青少年局　企画部　青少年課（放課後事業グループ）　電話：06-6684-9573 |
| --- | --- |

| 番号 | ３．（６） |
| --- | --- |
| 項目 | 貧困や、傷病による障がい、介護など、様々な要因により「あたりまえ」の生活が維持出来なくなったとき、誰もが、状況に応じた適切な「福祉サービス」を受けることが出来なければならない。<br>必要な支援が的確に提供できる仕組み作りが大切であり、引き続き、区役所・保健福祉センターをはじめとした各種相談体制の充実が図られるよう、必要な人員の確保と予算措置を行うこと。 |

（回答）

（障がいのある方の相談体制について）

障がいのある方の相談に関しては、各区保健福祉センターが各種福祉制度の窓口となっており、手帳の申請をはじめ各障がい福祉サービスなどの相談に応じています。また、身近な相談機関として、各区に障がい者基幹相談支援センターを設置しており、障がいのある方やその家族を対象に、福祉サービスの利用援助や社会資源の情報提供などを行っています。

昨今の相談件数の増加や課題の複雑・多様化に対応できるよう、令和６年度から各区障がい者基幹相談支援センターの職員体制を強化しており、引き続き障がいのある方の相談支援体制の充実に努めてまいります。

| 担当 | 福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課（推進G）　電話：06-6208-7999 |
| --- | --- |

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．（６） |
| 項目 | 貧困や、傷病による障がい、介護など、様々な要因により「あたりまえ」の生活が維持出来なくなったとき、誰もが、状況に応じた適切な「福祉サービス」を受けることが出来なければならない。<br>必要な支援が的確に提供できる仕組み作りが大切であり、引き続き、区役所・保健福祉センターをはじめとした各種相談体制の充実が図られるよう、必要な人員の確保と予算措置がを行うこと。 |

（回答）

地域包括支援センターは、高齢者が地域で安心して過ごすことができるように、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中核的役割を担っており、高齢者やその家族、ケアマネジャーからの介護、福祉、保健に関する相談・支援などを行っております。

また、本市では、地域包括支援センターと連携しながら、総合相談支援業務、権利擁護業務を行う総合相談窓口（ブランチ）も設置しており、高齢者やそのご家族にとって、より身近な相談窓口として社会福祉士等の専門職が相談業務にあたっております。

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域包括支援センターが中核となり、関係機関が連携して取り組んでいくことが重要であることから、そのために必要となる人員を追加配置するなど、地域包括支援センターの体制の強化に取り組んでまいりました。

今後も、地域包括支援センターの人員体制の整備や機能強化に努めてまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　高齢者施策部　地域包括ケア推進課　　電話：06-6208-8060 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．（６） |
| 項目 | 貧困や、傷病による障がい、介護など、様々な要因により「あたりまえ」の生活が維持出来なくなったとき、誰もが、状況に応じた適切な「福祉サービス」を受けることが出来なければならない。<br>必要な支援が的確に提供できる仕組み作りが大切であり、引き続き、区役所・保健福祉センターをはじめとした各種相談体制の充実が図られるよう、必要な人員の確保と予算措置を行うこと。 |

（回答）※下線部について回答

本市では、生活保護に至る前の段階の第２のセーフティネットとして、相談支援窓口を各区役所に設置し、相談者の自立までを包括的・継続的に支援しております。支援にあたっては、個々の状況に応じて、他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域のネットワーク、関係機関等とも連携し、自立に向けた支援を実施しております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　生活福祉部　自立支援課　　電話：06-6208-7959 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．（６） |
| 項目 | 貧困や、傷病による障がい、介護など、様々な要因により「あたりまえ」の生活が維持出来なくなったとき、誰もが、状況に応じた適切な「福祉サービス」を受けることが出来なければならない。<br>必要な支援が的確に提供できる仕組み作りが大切であり、引き続き、区役所・保健福祉センターをはじめとした各種相談体制の充実が図られるよう、必要な人員の確保と予算措置を行うこと。 |

（回答）※下線について回答

総合的な相談支援体制の充実事業においては、既存の仕組みでは解決ができない複合的な課題等を抱えた人や世帯を適切な支援につなげるため、区保健福祉センターが調整役となり、関係機関が一堂に会し世帯全体の支援方針を検討する、「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど分野横断的な連携を行っております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　生活福祉部　地域福祉課　　電話：06-6208-7973 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ４．（１） |
| 項目 | 長時間勤務の是正に向けた取り組みについて、その効果について、検証を行うとともに、学校における働き方改革をさらに促進すること。<br>加えて、給特法等の一部改正により教職調整額が引き上げられ、処遇改善としては一歩前進と評価できるが、さらなる教育の質の向上と子どもの豊かな学びのため、長時間労働の是正や教員一律の加算、教職員定数の改善、教職員や支援員等の人材確保と労働条件の改善を行うこと。<br>給特法については、廃止もしくは抜本的な見直しを含め、引き続き国に求めること。 |

（回答）

時間外勤務の状況につきましては、各学校園が教職員勤務情報システムにおいて把握するとともに、長時間勤務の解消に向けた意識醸成が図れるよう、管理職に対し、時間外勤務状況等をまとめた、「時間外勤務実績確認の資料」を毎月送付しています。

また、令和元年度に「学校園における働き方改革推進プラン」（以下「プラン」という）を、令和５年度に第２期プランを策定し、スクールサポートスタッフなど専門スタッフの配置や、欠席連絡等アプリの導入による業務負担の軽減など、様々な取組を進めてきたことで、時間外勤務は着実に減少しているところです。

今後は、学校園における働き方の長期的な視点での理想を示した「学校園の働き方ビジョン」を新たに策定するとともに、これまでのプランに代わる具体的な行動計画として「学校園における働き方改革アクションプラン【2026-2029】」を策定し、引き続き長時間勤務の解消等に努めてまいります。

教職調整額の見直しにあたっては、勤務実態に即した処遇改善に関する事項を確実に実施することを、国へ要望しているところです。

今後も国の動向を注視しながら、必要に応じて要望してまいります。

教職員定数については、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 教育委員会事務局　教務部　教職員給与・厚生担当　電話：06-6208-9132<br>教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当　電話：06-6208-9125 |

| 番号 | ４．（２） |
|---|---|
| 項目 | 深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充を行い、体制を更に拡大すること。<br>外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な支援を行うこと。加えて、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応可能な支援体制の整備を行い、適切な情報提供と理解促進を進めること。<br>また、「支援学級」については、支援を要する児童生徒数の増加に伴って支援担当１人あたりの受け持ち児童生徒数が年々増加しており、これによって当該児童生徒への支援の内容に偏在が発生しているとの声もあることから検証と対策を行うこと。<br>幼稚園においても同様に、支援を要する幼児や外国籍の幼児が増えている。預かり保育も含め、対策を行うこと。 |

（回答）※下線部について回答

不登校やいじめ等のこどもが抱える問題の早期発見・早期解決を図るため、平成21年度から市立中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、その後、市立小学校への配置も進めてきました。令和４年度には、ヤングケアラーをはじめとする家庭での悩みについても身近な学校で相談できるように配置拡充を行い、全市立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、令和５年度、令和６年度も引き続き配置拡充を行っています。

また、令和７年度にはスクールカウンセラースーパーバイザーを新たに配置し、スクールカウンセラーの資質向上を図っています。

市立幼稚園では、令和３年度より教育委員会事務局と連携し、希望する園に対して通訳派遣を行っております。

あわせて、全幼稚園に外国語翻訳機を導入するなど、幼稚園現場における母語の違いによる課題に対応しております。

また、一時預かり事業においては、担当の講師を補佐し、支援を要する幼児等を支援する会計年度任用職員を配置しております。

今後も引き続き、園の実態に即した対応を検討してまいります。

| 担当 | こども青少年局　中央こども相談センター（教育相談担当）　電話：06-4301-3181<br>こども青少年局　幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画グループ）電話：06-6208-8165 |
|---|---|

| 番号 | ４．（２） |
| --- | --- |
| 項目 | 深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC)、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充を行い、体制を更に拡大すること。<br>外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な支援を行うこと。加えて、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応可能な支援体制の整備を行い、適切な情報提供と理解促進を進めること。<br>また、「支援学級」については、支援を要する児童生徒数の増加に伴って支援担当１人あたりの受け持ち児童生徒数が年々増加しいており、これによって当該児童生徒への支援の内容に偏在が発生しているとの声もあることから検証と対策を行うこと。<br>幼稚園においても同様に、支援を要する幼児や外国籍の幼児が増えている。預かり保育も含め、対策を行うこと |

（回答）

令和２年度より、全区において「こどもの貧困対策関連事業」のこどもサポートネットを実施しております。本事業では、こどもサポートネットスクールソーシャルワーカーを、全市 24 区に学校数に応じて１名または２名を区役所へ配置しており、さらに令和５年度より、ヤングケアラーへの支援を充実させるため、スクールソーシャルワーカーの人数を１名または２名増員し、順次、区役所に配置しております。

帰国・来日等の子どもへの日本語習得に関する支援については、令和２年度から重点施策である「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」を開始し、外国から編・転入学する子どもへの支援や共生のための教育の推進を図るためのキーステーションとして市内各教育ブロックに１拠点、合計４拠点に共生支援拠点を設置しました。各拠点には、コーディネーターが常駐し、学校生活に必要な初期の日本語指導を行う日本語指導員や通訳者による学校での支援、教育相談、学校生活への円滑な接続のための初期教室である「プレクラス」等を実施しております。また、学習言語の習得を目的とし、指導・支援に取り組む専門の日本語指導員・母語支援員を活用し、教科における日本語指導に取り組むとともに、令和３年度より、母語・母文化の保障及び多文化共生教育推進のための事業を実施しております。

これまで本市がすでに取り組んできた日本語指導体制の充実についても、継承・拡大を図ってまいりました。令和６年度、センター校を新たに中学校に１校開設し、計小学校８校、中学校９校としました。また、令和７年度、日本語指導の担当教員配置校を小学校 19 校、中学校９校としております。

日本語指導が必要な児童生徒の編・転入学の際には、初期対応を行い、児童生徒が日本の学校生活や学習に適応し、主体的に生活できることを目的に、生活背景、在留国の文化的背景や学校事情等について保護者や児童生徒から聞き取りを行っております。懇談や教育相談では通訳者の派遣やリモート通訳を活用し、円滑なコミュニケーションが図れるよう支援しております。

また、令和７年度からは、ＡＩ（機械）翻訳システムを導入し、言葉が通じないことで生じる日々の学校生活での課題や負担を軽減できよう努めております。

本市では、これまでより、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育をすすめながら、特別支援教育に関する実践を積みあげてまいりました。

今後も、障がいのある児童生徒が達成感を持って充実した時間が過ごせるよう、特別支援学級における実践等、発達に応じた教育実践をすすめるとともに、教員研修において、特別支援教育に関する専門性を高め、特別支援学級における実践、通常学級での交流及び共同学習における実践、また、幼稚園における実践などを蓄積してまいります。

特別な支援を要する幼児のための人的な対応については、平成 28 年度より、常勤講師１名を「支援担当講師」として全園に配置してきました。

また、令和２年度より、特別な支援を要する幼児の状況や在籍数に応じて、非常勤の「幼稚園介助サポーター」１名を配置しており、令和７年度の配置園数は、週３日配置が 30 園、週４日配置が 18 園の計 48 園となっています。

加えて、令和３年度より、各園の実情に応じて、常勤講師１名の特別支援加配を行っており、令和７年度の配置園数は、３園となっています。

令和６年度からは、幼稚園支援加配を新設し、教員の負担軽減に努めており、そのなかで、外国につながる幼児が増加していることへの課題についても対応しております。

今後も、各園の実情・実態をより精緻に把握し、関係部局と連携を図りながら、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 教育委員会事務局　指導部　教育活動支援担当(人権･国際理解教育)電話：06-6208-9174<br>教育委員会事務局　指導部　教育活動支援担当(生活指導)　電話：06-6208-8128<br>教育委員会事務局　指導部　インクルーシブ教育推進担当　電話：06-6327-1009<br>教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当　電話：06-6208-9125 |

| 番号 | ４．（３） |
| --- | --- |
| 項目 | すべての子どもたちに、教育の機会を保障し、経済的負担の軽減、学習の機会と学力の底上げが図られるよう対応すること。<br>また、不登校児童・生徒等への支援、夜間中学の充実、帰国・来日児童生徒への十分な対応や、障がいの有無に関係なく、地域の学校に進学し、安心して学ぶことのできる条件整備など必要な措置を講じること。 |

（回答）※下線部について回答

経済的な理由により子どもを就学させることが困難と認められた保護者に対しましては、従来より、必要な費用を補助し、児童・生徒の就学の機会の確保を図り、学校教育の　円滑な実施に資するため、学校教育法第 19 条及び学校保健安全法第 24 条に基づき、就学援助制度を実施しております。

この間、経済的に困窮していることの公的証明を求めるなど審査の公正化を図る一方、世帯の収入・所得のみならず、主に生計を維持している方の失業や傷病等による休職等の状況や、生計を一にする家族のための多額の医療費等、様々な事情をきめ細やかに考慮し、審査を行っているところでございます。

厳しい財政状況のもとではありますが、真に援助を必要とする方の就学の機会を確保するセーフティネットとして、今後とも持続可能な制度として維持できるよう努めてまいります。

| 担当 | 教育委員会事務局　学校運営支援センター　事務管理担当　電話：06-6115-7653 |
| --- | --- |

| 番号 | ４．（４）① |
| --- | --- |
| 項目 | 大阪市においては、学校の統廃合が行われている一方、市内中心部では大規模タワーマンションなどの建設により児童数が急増し、特別教室の転用や校舎の増改築などが行われるなど学習環境の低下が懸念されている。<br>学校校舎の設備面などにより学ぶ機会が制限されることがあってはならず、常に良好な学習環境が維持できるよう引き続き教育環境の充実に向けて取り組むこと。<br>加えて、こうした事態に陥らないよう「教育委員会」としても、都市計画について関係部局への働きかけなどに取り組むこと。 |

（回答）

本市の市内中心部やその周辺区等では、児童・生徒数が急増し、教室不足が見込まれる学校が増加しいてることから、子どもたちの教育環境を確保するため、教室不足が見込まれる学校の校舎の増築等を行っています。

一方で、校地狭隘などの理由により従来の手法による対応を行うことが困難な学校もありますことから、平成 29 年５月に設置した「市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム」の議論を踏まえる等、北区、西区、中央区の小学校において教育環境の整備に努めています。

なお、都市計画の担当部署へはこのような状況を共有しているところです。

| 担当 | 教育委員会事務局　総務部　施設整備課　　電話：06-6208-9092 |
| --- | --- |

| 番号 | ４．（４）② |
| --- | --- |
| 項目 | 学校における空調機器の整備について、普通教室では進んでいるが、特別教室や講堂・体育館への整備は遅れている。教科によっては特別教室の使用も必要なことから、空調機器の設置が必要である。また、災害時には避難所となる小学校の講堂・体育館への空調機器の設置は、喫緊の課題であり、早急な対応を行うこと。 |

（回答）

理科室などの空調設備が未設置の特別教室については、特別教室への空調設備設置を目的とした事業について、令和６年度中に事業者決定を進めるために入札公告を行ってまいりましたが、入札参加者が無かったため令和６年７月 12 日実施予定の入札自体が中止となっております。当面の取り扱いについては、既設の空調設備更新や校舎建替え工事と同時に特別教室への空調設備設置を行うこととしております。

小学校の体育館の空調設備については、令和７年９月８日に「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」の事業者が決定しております。このあと事業契約に向けた手続きを経て順次各小学校への現場設計調査を行い、その後空調設備設置工事を実施する予定となっております。

| 担当 | 教育委員会事務局　総務部　施設整備課　　電話：06-6208-9063 |
| --- | --- |

| | |
|---|---|
| 番号 | ４．（４）③ |
| 項目 | 学校給食については、学校現場、児童・保護者の意見をふまえ、十分な予算措置を行い、改善を図ること。 |

（回答）

学校給食は、1日に必要な栄養素等の約三分の一量が摂取できるように文部科学省の「学校給食摂取基準」として定められております。本市の学校給食においても、予算確保のうえ、文部科学省の「学校給食摂取基準」に基づき各栄養素を過不足なく摂取できるよう食品を適切に組み合わせた献立を作成し、提供しております。

また、献立作成においては児童生徒の健康の保持増進、衛生、経済及び嗜好を考慮し、本市教職員、PTA代表を含む意見聴取をふまえて行っております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 教育委員会事務局　指導部　保健体育担当　電話：06-6208-9143 |

| 番号 | ４．（４）④ |
| --- | --- |
| 項目 | 教育現場における過剰な要求や不当なクレームへの対応が日常化すれば、本来の使命の遂行は困難となる。教員の職務環境を守り、教育の質を維持するため、大阪市として以下の観点を踏まえた対応を講じること。<br>・明確な対応指針の策定と周知<br>「モンスターペアレント」に該当する行為の定義や判断基準を明確化すること。<br>対応フローを統一し、教員が個別判断で抱え込まない仕組みを整えること。<br>・組織的対応体制の強化<br>校長・教頭・教育委員会を含む組織的対応を基本として個人対応を行わないこと。<br>・法務・心理職などとの連携体制を確立すること。<br>・啓発活動の推進<br>保護者向けた啓発資料を作成し周知を行うこと。<br>地域・PTA・教育委員会などの連携により、関係者を対象とした研修を実施すること。 |

（回答）

大阪市では、令和７年 10 月１日付けで「大阪市職員に対するカスタマーハラスメント対策基本方針」（以下、「本方針」という。）を策定しております。

本方針は、カスタマーハラスメントから職員を守るとともに行政サービスを適切に提供することを目的として、大阪市としての基本的な考え方を方針という形で職員に示したものですが、本方針の具体的な運用等については、学校園特有の事情にそぐわない内容も含まれており、これまでの学校園での対応を一律的に変えるものではないことから、引き続き実情に応じた適切な対応を周知しているところです。

一方で、学校園を取り巻く環境が変化し、一部の保護者からの過剰な苦情や不当な要求などへの対応は、現場の教職員の負担となっております。

こうした状況を踏まえ、スクールロイヤー事業を活用した法的・心理的視点での助言やこれまでの事案をもとに対応する際の要点等を示した事例集の配布、課題に応じた研修実施などによる学校における課題解決力の向上に取り組むとともに、保護者の過剰な要求など学校だけでは解決が難しい事案について、教育委員会事務局による助言や保護者等への直接対応等、学校を支援する新たな仕組みを検討しています。

今後、教育委員会内や関係機関との協議を重ね、学校園における課題解決支援、保護者対応支援について具体的な対策に取り組んでまいります。

| | | |
|---|---|---|
| 担当 | 教育委員会事務局　総務部　総務課 | 電話：06-6208-9071 |
| | 教育委員会事務局　総務部　教育政策課 | 電話：06-6208-9014 |
| | 教育委員会事務局　教務部　教職員給与・厚生担当 | 電話：06-6208-9131 |
| | 教育委員会事務局　指導部　教育活動支援担当（業務調整） | 電話：06-6208-9172 |
| | 教育委員会事務局　指導部　教育活動支援担当（生活指導） | 電話：06-6208-9174 |
| | 教育委員会事務局　指導部　初等・中学校教育担当（初等・中学校教育） | 電話：06-6208-9186 |
| | 教育委員会事務局　指導部　初等・中学校教育担当（第1教育ブロック） | 電話：06-6208-9187 |
| | 教育委員会事務局　指導部　初等・中学校教育担当（第2教育ブロック） | 電話：06-6208-9152 |
| | 教育委員会事務局　指導部　初等・中学校教育担当（第3教育ブロック） | 電話：06-6208-9036 |
| | 教育委員会事務局　総務部　初等・中学校教育担当（第4教育ブロック） | 電話：06-6208-9176 |
| | 教育委員会　総合教育センター　教育振興担当（基本研修） | 電話：06-6718-7457 |
| | 教育委員会　総合教育センター　教育振興担当（専門研修） | 電話：06-6718-7471 |

| 番号 | ４．（５） |
| --- | --- |
| 項目 | 小・中学校の統廃合については、一時の人口増減をみるのではなく「街づくり」の長期的な視点からの判断が必要である。また、校区が広がることにより、通学の安全が担保されるか懸念が残る。加えて、廃校により土地を売却すると人口増加に転じた場合の学習環境の悪化に繋がる恐れもある。<br>さらに、「南海トラフ地震」に対するリスクが高まっている中、避難所となるべき小・中学校の統合は、防災面でも大きな懸念材料となる。<br>条例にもとづく小・中学校の統廃合については、廃止も含めて見直すこと。また、統合され廃校となった場合でも公共用地として確保し、安易な売却は行わないこと。 |

（回答）※下線部について回答

学校跡地については、地域防災拠点等の機能を永続的に確保する必要がある場合は、売却ではなく定期借家制度や定期借地制度を適用できることとしています。

この制度の適用に当たりましては、その学校跡地が所在する区役所において、地域防災拠点等の機能を継続する必要性を判断し、その上で既存建物や設備等の状況や市場ニーズ、地域の声も踏まえながら、歳入確保にもつながる最適な学校跡地の活用案を検討していくこととしています。

| 担当 | 契約管財局　管財部　連絡調査課（財産活用グループ）　　電話：06-6484-5936 |
| --- | --- |

| 番号 | ４．（５） |
| --- | --- |
| 項目 | 小・中学校の統廃合については、一時の人口増減をみるのではなく「街づくり」の長期的な視点からの判断が必要である。また、校区が広がることにより、通学の安全が担保されるか懸念が残る。加えて、廃校により土地を売却すると人口増加に転じた場合の学習環境の悪化に繋がる恐れもある。<br>さらに、「南海トラフ地震」に対するリスクが高まっている中、避難所となるべき小・中学校の統合は、防災面でも大きな懸念材料となる。<br>条例にもとづく小・中学校の統廃合については、廃止も含めて見直すこと。また、統合され廃校となった場合でも公共用地として確保し、安易な売却は行わないこと。 |

（回答）※下線部について回答

大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。

今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和２年４月に「大阪市立学校活性化条例（以下「条例」という。）」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。

小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られていたところ、審議会から令和６年３月に中学校の配置の適正化に係る意見書が教育委員会に提出されました。 当該意見書を踏まえ、新たに中学校の適正規模に関する事項を規定するため、令和７年４月に条例を改正しました。

学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。

また、本市では小学校は２キロメートル、中学校は３キロメートル以内を通学距離の基準としており、安全対策については、児童、生徒が安全・安心に登下校できるよう、再編整備計画

| | |
|---|---|
| 策定後に、区担当教育次長が学校適正配置検討会議を立ち上げ、地域、保護者の方のご意見をお聞きしながら検討します。 | |
| 担当 | 教育委員会事務局　総務部　学事課　　電話：06-6208-9111 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ４．（６） |
| 項目 | 給付型奨学金制度の対象者や支給金額の拡充を積極的に国に求めること。また、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度や、返済が困難な労働者に対する返済猶予措置の検討など、大阪市独自の返済支援制度を検討すること。さらには、「大阪市奨学費」の拡充を図ること。 |

（回答）

指定都市教育委員会協議会を通じまして、独立行政法人日本学生支援機構の大学生に対する奨学金事業について、対象者の拡大、給付の増額や一層の事業の充実を求めるとともに、本市を含む指定都市の奨学事業の拡大を図るための財源措置等を国に対して要望しております。

また、本市では、経済的理由のために高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校への修学が困難な生徒に対し給付型の「大阪市奨学費」を支給しています。

厳しい財政状況のもとではありますが、今後とも持続可能な制度として維持できるよう努めてまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 教育委員会事務局　学校運営支援センター　事務管理担当　電話：06-6115-7641 |

| 番号 | ４．（７） |
| --- | --- |
| 項目 | 労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。 |

（回答）※下線部について回答

労働教育については、平成 18 年の教育基本法改正により、第２条第５号において「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が教育の目標として規定されております。

また、学習指導要領総則においても同様の趣旨が示されており、中学校においては、社会科、技術・家庭科、保健体育科等に加え、総合的な学習の時間や特別活動等において、関連する内容が位置付けられており、実施しております。

キャリア教育については、大阪市教育振興基本計画において「児童生徒が将来の夢や希望を持てるようなキャリア教育の充実を図ることで、自己肯定感・自己有用感の改善に取り組んでいく」と明記しております。今後社会情勢が大きく、かつ、急速に変容していくことが予測される中で、子どもが学ぶことと、自己の将来とのつながりを見通しながら、自ら生き方を選択していくことができるよう、必要な能力や態度を身に付けることを通じて、社会的・職業的自立を促すことが重要であると認識しております。

各校においては、キャリア教育の全体指導計画、年間指導計画を年度当初に作成し、キャリア・パスポートの活用や、企業や団体、区役所等との連携による職業講話や職業見学、職場体験学習、各分野で活躍する人材などによる出前授業など体験的な学習を実施しております。

本市といたしましては、キャリア教育の推進は大変重要であると認識しております。今後も、子どもの発達段階に応じた体系的・系統的な教育が各校で進められるよう努めてまいります。

| 担当 | 教育委員会事務局　指導部　初等・中学校教育担当　電話：06-6208-9186 |
| --- | --- |

| | |
|---|---|
| 番号 | ４．（８） |
| 項目 | あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握し、差別解消に向けた具体的施策を講じること。インターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口の周知を行い、活用を促進するとともに、インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進すること。<br>さらには、無意識による無理解や偏見（アンコンシャスバイアス）による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。 |

（回答）

インターネットでは、匿名での情報発信が可能なため、加害者になりやすいことや、 被害が急速に拡大してしまうこと、一度被害にあうと回復が困難であること等のインターネット上の人権侵害の特徴を踏まえ、本市ホームページや大阪市人権だより「KOKORO ねっと」においてインターネットによる誹謗中傷を取り上げるほか、動画を作成し啓発を行うなど等、課題解消の取組みを積極的に推進しているところです。

また、人権相談においてインターネット上の誹謗中傷などによる人権侵害に遭われた方からの相談をお受けしており、専門相談員が解決に向けたアドバイスを行うほか、相談内容により法的な観点からの助言が必要な場合には、弁護士の相談を受けていただけるよう、相談支援を強化しています。

| | |
|---|---|
| 担当 | 市民局　ダイバーシティ推進室　人権啓発・相談センター　　電話：06-6532-7631 |

| 番号 | ４．（９） |
|---|---|
| 項目 | 行政のデジタル化の推進については、既存の手続きのデジタル化にとどまらず、市民にとって真に有用なものとなるよう、オンライン申請などの利便性の向上や、行政事務手続きの簡素化、行政情報へのアクセス向上などに取り組むこと。加えて、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。<br>また、それらの前提として、情報漏洩や誤作動が起こらないよう、デジタルセーフティーネットの構築をめざすこと。 |

（回答）

行政手続きのオンライン化については、市民サービスの向上や行政事務の効率化を進めるため、あらゆる行政手続きを対象として、自宅やオフィスから手続きを可能とする行政手続きのオンライン化の推進に向けた取組を進めており、令和２年８月に運用を開始した「大阪市行政オンラインシステム」を利用し、約 3,400 件の手続きのうち、オンライン化可能な約 2,000 件を対象とし、令和６年度末までに約 1,600 件の行政手続きのオンライン化を行っています。引き続き、申請数が多い手続きや子育て・介護に係る手続きなど、手続きのために窓口に訪れることが難しい方に関係する手続きから優先的に、業務特性等を勘案し、段階的にオンライン化をめざしていきます。加えて、デジタル化に伴い、デジタル機器・サービスに不慣れな人や利用しない人にとっても窓口での行政手続きの負担軽減を始め、デジタル化の恩恵を実感できることが必要と認識しており、パソコン等に不慣れな方でも快適に操作していただけるよう、ユーザーインターフェースの工夫に努めています。

また、情報漏えい等のセキュリティリスクに対しては、総務省において策定している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠する形で、「大阪市情報セキュリティ管理規程」及び「大阪市情報セキュリティ対策基準」を本市セキュリティポリシーとして整備し、遵守するよう啓発しています。

| 担当 | デジタル統括室ＤＸ推進担当（デジタルサービスグループ）　電話：06-6208-7646<br>デジタル統括室基盤担当（基盤企画グループ）　電話：06-6543-7115 |
|---|---|

| 番号 | ４．（１０） |
|---|---|
| 項目 | 「マイナンバー制度」が、公正・公平な社会基盤として定着し、市民にとって有益なものとなるよう運用状況や経費面の課題、住民からの意見なども丁寧に把握し、制度の改善を国に要望すること。また、誤登録などの再発防止を徹底するとともに個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。<br>そのうえで、「マイナンバーカード」の普及促進と利便性の向上については、制度の信頼性の確保、プライバシー保護などの安全性と個人情報管理体制の確立が大前提であり、必要な対応を国に対して求めること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして 10 年、マイナポイント事業開始（電子証明書）から 5 年が経過することにより、期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、市民に混乱が無いよう周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。 |

（回答）

国は、個人のＩＤ・認証基盤であるマイナンバー制度をデジタル社会における社会基盤として利用することにより、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会をめざすとしています。

マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用するとして、マイナンバーカードと健康保険証、運転免許証、在留カードとの一体化等の取組が進められております。

本市としても、住民票の写しなど証明書をコンビニで取得する際のほか、オンライン申請において厳格な本人確認が必要となる手続きの際にマイナンバーカードを活用する仕組を導入するなど、セキュリティの確保や個人情報保護を図ることを前提に、利用機会の拡大および利便性の向上に取り組むと共に、マイナンバーカードや電子証明書の更新についても、国や関係先と連携しながら広報にも取り組んでいるところです。

誤登録（マイナンバーの紐付け誤り）については国においても再発防止策が検討され、本市としても適切に対応しています。

また、マイナンバーを含んだ特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行うにあたっては、特定個人情報保護評価制度にのっとり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講じています。

今後とも、マイナンバー制度の厳格かつ適正な運用に努めてまいります。

| 担当 | デジタル統括室ＤＸ推進担当（デジタルサービスグループ）　電話：06-6208-8860 |
|---|---|

| 番号 | ４．（１１） |
| --- | --- |
| 項目 | 有権者の利便性と投票機会の向上のため、人の往来が多くある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。<br>加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式への変更を検討すること。<br>また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会との連携により、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。<br>加えて、業務の性質上、一定の業務繁忙はやむを得ないが、「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランス」の趣旨も踏まえ、従事される職員の業務軽減について検討すること。 |

（回答）

（投票所（期日前投票所も含む。）等について）

公職選挙法上、政令指定都市においては、投票所の設置、投票時間の弾力的な運用をはじめ各種投票事務は各区選挙管理委員会ごとに行うこととなっています(公職選挙法第 39 条、第 40 条第１項、第 269 条等)。

投票環境向上の観点から、本市では、平成 28 年の参議院選挙より全ての選挙において、全区で一部の期間につき、期日前投票時間の延長を行っています。

投票所（期日前投票所も含む。）等の設置については、これまで、市区選挙管理委員会において、利便性の良い場所での期日前投票所等の設置について検討し、平成 25 年参議院選挙では、１区において駅近くでの期日前投票所を増設するなどの試行も行いました。また、新型コロナ感染症対策として「密を避ける」という観点からも、令和２年の大阪市廃止・特別区設置住民投票では４区、令和３年の衆議院選挙では２区、令和４年の参議院選挙では１区、令和５年の統一地方選挙では２区において、民間施設等に臨時の期日前投票所を期間限定で開設しました。

上記のようにこの間、投票環境の向上に向けた取組を行ってきましたが、投票所の設置にあたっては、効果的な場所の選定、一定の広さの確保、二重投票の防止策の徹底、投票用紙、投票箱の保管といったセキュリティの確保等が課題と考えており、これまで共通投票所の設置や投票所設置の公募を行った実績はありません。

（記号式投票について）

公職選挙法において、投票用紙に候補者の氏名等を自署するいわゆる自書式投票が原則とされており、国政選挙においては自書式投票しかできませんが、地方公共団体の選挙に

おいては、条例で定めることにより記号式投票を採用することができます。ただし、記号式投票を採用する場合であっても、点字投票、期日前投票、不在者投票は除外されているため、記号式を採用できるのは投票日当日の（一般の）投票のみであり、点字投票、期日前投票、不在者投票は自書式投票となります（公職選挙法第 46 条、第 46 条の２）。

なお、記号式投票を採用する場合の課題についてですが、まず市選挙管理委員会に決定権限があるのは、大阪市長選挙（以下、「市長選挙」といいます。）及び大阪市議会議員選挙（以下、「市議選挙」といいます。）になりますが、市議選挙は選挙区が多く（24 選挙区）、立候補者が確定する告示日から投票日までが９日間と非常に短いことから、日程的に投票用紙の印刷・納品は困難であると考えています。

次に、市長選挙は、本市においては、市議選挙・大阪府知事選挙・大阪府議会議員選挙と同日に執行している現状であるため、仮に、市長選挙で記号式投票を採用した場合、投票日当日は市長選挙が記号式、市議選挙が自書式となるなど、２種類の投票用紙が混在することになり、有権者の混乱を生むことが懸念されます。

（主権者教育について）

主権者教育については、市内の小・中・高等学校等（特別支援学校を含む。）との連携のもと、選挙出前講義・模擬投票の実施、選挙物品の貸出しを行っております。また、高校生をはじめ若年層向けに、調理実習のメニュー選びを題材に分かりやすく１票の重みを感じていただける啓発動画を作成しホームページに掲載するとともに、学校への通知に二次元コードを案内し活用を促すなどの取組を行っております。

また、令和６年度からの新たな取組として、親子で一緒に投票所に行くことは将来の投票参加率向上に効果的であり、ほかでは得られない貴重な学習の機会と考えることから、子育て世帯向けに「親子で投票に行くこと」を呼びかける啓発を実施しています。さらに、選挙時には最も投票率の低い 20 歳代前半の年齢層が多い大学生に向けた取組として、大学内専用ＳＮＳや構内デジタルサイネージ等での啓発を実施しています。

（従事職員の業務軽減について）

選挙期間中は業務が集中するため職員の超過勤務が発生しますが、働き方改革等の趣旨を踏まえ、事前に準備できる事務を計画的に行うことや、事務内容や運用方法等の見直しによる効率化を進めることなど、時間外超過勤務の削減に努めているところです。

今後も法改正等、国の動向を注視しながら、投票環境の向上に努めてまいります。関係各所とも連携しながら主権者教育など効果的な啓発の実施に努めるとともに、働き方改革等の趣旨を踏まえ、事務の効率化を進めてまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 行政委員会事務局　選挙部　選挙課　　電話：06-6208-8511<br>教育委員会事務局　指導部　初等・中学校教育担当　電話：06-6208-9186 |

| 番号 | ４．（１２） |
| --- | --- |
| 項目 | 大阪経済は、全体的に回復基調と言われているが、物価高騰の影響による個人消費の落ち込みや、労働力不足の影響を受けている産業などもあり、今後の見通しは不透明な状況となっている。一方で、2025 年の大阪・関西万博にかかる多額の公費負担もあり、これらの状況が、大阪市の財政に影響を及ぼすことを危惧している。<br>自治体財政の硬直化は、市民生活に直接影響を及ぼすこととなる。こうした影響を最小限にとどめることは当然であるが、一方で、市民の暮らしの安全や安心のための支出が滞る事態になっては本末転倒である。<br>また、今後の中長期的な財政状況と財政調整基金の現状についても明らかにすること。<br>また、この間、私たちが市民を対象に行ったアンケートや意見交換会では、「物価高騰」「実質賃金の低下」「手取りの減少」といった可処分所得の圧迫に関する切実な声が多く寄せられおり、物価の高騰に対応した施策が求められていることから、積み上がった財政調整基金をどのように使うのかについて、市民の関心が高まっている。<br>生活を支える減税と財政運営の見直しによる「市民生活の安定」と「地域経済の活性化」にむけた積極的な施策展開を行うこと。 |

（回答）

本市では、収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政健全化への取組を進めるとともに、限られた財源のもとでの一層の選択と集中を全市的に進めることとしています。こうした考え方のもと、「市民サービスの充実」、「大阪の成長」という方向性を基本に、さまざまな施策に取り組むための予算を、令和８年度当初予算に計上したところです。

一般会計の予算規模は過去最大の２兆 1,882 億円となり、収支については、市税収入の増があるものの、障がい者自立支援給付費などの扶助費が増加するため、▲52 億円の収支不足となり、財政調整基金の取崩により対応することとしています。市税収入は、個人市民税や固定資産税・都市計画税の増などにより、令和７年度当初予算と比較すると＋574 億円増の 9,105 億円となり、過去最高となる見込みです。

なお、物価高騰対応として、「プレミアム付商品券事業」に取り組むこととしています。

財政調整基金については、令和７年度は当初予算において収支不足が生じていたため、取り崩す予算を計上していましたが、市税収入の予算からの上振れなどで結果として取り崩しは行わず、残高は令和７年度末で 3,101 億円、令和８年度末で 3,098 億円の見込みとなっています。

| | |
|---|---|
| 今後の中長期的な財政状況を「今後の財政収支概算（粗い試算）」により公表しており、令和８年２月版では、高齢化の進展や障がい福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費の増などにより、試算期間を通じて収支不足が生じる見込みですが、おおむね前回版並みの基調となっています。<br>今後の財政運営については、税収・金利・物価動向などの不確定要素が収支に大きな影響を与える可能性がある中、急激な環境変化にも対応できるよう、たゆみなく市政改革に取り組み、持続可能な財政構造を構築していく必要があると認識しています。 | |
| 担当 | 財政局　財務部　財務課　財務グループ　電話：06-6208-7719 |

| 番号 | ４．（１３） |
| --- | --- |
| 項目 | 区長の権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に合った施策・事業が総合的に展開できるよう、区役所と市役所の他の部署との連携の在り方を見直し、予算・権限・人員を充実させること。<br>2025（令和7）年度当初予算において、区長（区CM）編成にかかる予算として約264億円が計上されているが、市民からは、「その使途や効果について十分な説明がなされておらず、どのように使われているのか分からない」との声が多く寄せられている。<br>区長（区CM）編成予算は、地域の課題解決やまちづくりに直結する重要な財源であり、その使途が市民に分かりやすく示され、成果が的確に評価されることで、市民の信頼と参画が促進されることから、以下の点について対応を求める。<br>・予算情報の可視化<br>・成果評価の導入と公表<br>各事業に評価指標を設定し、達成度を公表する。<br>・市民参加の拡充<br>予算編成段階での市民意見募集を拡充<br>提案型予算制度の導入や拡充<br>・説明責任の強化<br>区長（区CM）による予算執行報告会の開催など |

（回答）※下線部について回答

本市では、市政改革プラン（平成24年7月策定）で掲げたニア･イズ･ベターの理念のもと、区に配分された財源と人員の枠の中で、関係局・室の専門的な知識・情報やノウハウを活かしながら、事務事業を執行するため、各区シティ・マネージャー（区CM）が、関係局・室の長及び職員を補助組織として指揮監督しています。

市政改革プランの取組期間終了後も、ニア・イズ・ベターをさらに徹底するため、市政改革プラン3.1（令和４年３月策定）で「区・局の連携の推進」を、次いで「区政がめざす姿」（令和５年６月策定）で「区局一丸でのニア・イズ・ベターの推進」を掲げ、局・室に権限のある施策・事業についても、予算面を含め、区長が把握した区民・地域のニーズを反映する取組を行っているほか、新・市政改革プラン（令和６年３月策定）で「区役所業務の集約化等」を掲げ、区役所において新たなマンパワーを創出して新たなニーズに対応できるよう検討・取組を進める等しています。

また、ニーズを把握する区政参画の重要なツールのひとつとして各区で開催している区政会

| | |
|---|---|
| 議では、区内の住民に加え、区内の企業等の在勤者や自営業者も含めた広範な方を対象として会議の委員の選定を行うとともに、区の区域内の基礎自治に関する施策等のうち主要なものに関して予算に関する事項、実績及び成果の評価等についてご意見をお伺いしており、様々なチャネルを活用しながら多様なニーズを把握したうえで、区長の総合的な判断のもと、区政運営を推進しています。 | |
| 担当 | 市民局　区政支援室　区行政制度担当　電話：06-6208-9796 |

| 番号 | ５．（１） |
|---|---|
| 項目 | 大阪市が取り組んできた「食べ残しあかんでOSAKA」（大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度）の登録飲食店舗のさらなる拡大のため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。<br>市民に対し、生ごみの減量施策の「使いきり」、「食べきり」、「水きり」の実践による「生ごみ３きり運動」や、「食べ残しゼロ」を目的とした「3010運動」について、インバウンド需要による外食需要を想定し、さらなる効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。<br>また、2025年５月12日に公正取引委員会が、食品業界の商慣習である「3分の1ルール」が独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当する可能性を指摘したことを受け、大阪市としても事業者に対する周知を行い、商慣習の見直し（納品期限の緩和、適正発注等）に向けた取り組みを推進すること。<br>現状、個々の取り組みについての認知度は低いと言わざるを得ないことから、産・学とともに多様な団体の連携により、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。 |

（回答）※下線部について回答

飲食店舗での食品ロス削減に向けては、「食べ残しあかんでＯＳＡＫＡ」（大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度）の登録店舗拡大に取り組んでおり、本市ホームページや各種イベントにおいて周知啓発を行っています。

また、「食べ切り」「持ち帰り」「3010運動」等の普及促進のため、関係団体や民間企業との連携協定に基づいた食品ロス削減の取組に関する啓発や、排出事業者を対象とした講習会において本市施策の紹介や食品ロス削減に関する啓発を実施する等、事業所から排出される生ごみの減量を図っています。さらに、本市イベント等でのドギーバッグの配布や、観光案内所等への食品ロス削減啓発外国人向け多言語メッセージカードの配架等、飲食店利用者等に対する食べ残し削減の普及啓発を実施しています。

商習慣の見直しに係る啓発については、納品期限の緩和や需要予測の精密化による適正発注及び在庫管理の徹底等に関する情報を本市ホームページに掲載し、事業者に対して周知啓発を行っています。

今後も食品ロス削減にかかる関係省庁の動向を注視しつつ、食品ロスを削減するための啓発方法の見直しや環境整備の必要性の検討を行い、効果的な啓発活動に努めてまいります。

| 担当 | 環境局　事業部　一般廃棄物指導課　　電話：06-6630-3271 |
|---|---|

| 番号 | ５．（１） |
| --- | --- |
| 項目 | 大阪市が取り組んできた「食べ残しあかんで OSAKA」（大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度）の登録飲食店舗のさらなる拡大のため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。<br>市民に対し、生ごみの減量施策の「使いきり」、「食べきり」、「水きり」の実践による「生ごみ３きり運動」や、「食べ残しゼロ」を目的とした「3010 運動」について、インバウンド需要による外食需要を想定し、さらなる効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。<br>また、2025 年 5 月 12 日に公正取引委員会が、食品業界の商慣習である「3 分の 1 ルール」が独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当する可能性を指摘したことを受け、大阪市としても事業者に対する周知を行い、商慣習の見直し（納品期限の緩和、適正発注等）に向けた取り組みを推進すること。<br>現状、個々の取り組みについての認知度は低いと言わざるを得ないことから、産・学とともに多様な団体の連携により、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。 |

（回答）※下線部について回答

本市では、生ごみの減量施策として有効である、食材の使いきり、料理の食べきり、生ごみの水きりを心掛ける「生ごみ３きり運動」等を推進し、食品ロスの削減に取り組んでいます。

今後も引き続き、本市ホームページをはじめ各種ＳＮＳを活用するとともに、各種イベントにおいて積極的な情報発信を行い、周知啓発に努めてまいります。

| 担当 | 環境局　事業部　家庭ごみ減量課　電話：06-6630-3259 |
| --- | --- |

| 番号 | ５．（２） |
|---|---|
| 項目 | 食品ロス削減・生活困窮者支援に資するフードバンクへの具体的な支援を行うこと。<br>また、フードバンク活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO 等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。<br>さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。<br>加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用すること。<br>さらに、地域によって取り組みに濃淡が出ないよう関係先との連携をはかること。 |

（回答）※下線部について回答

本市では、食品ロス削減のため、ご家庭で余った未開封で、賞味期限まで一定期間以上あり、常温保存できる食品を回収して、福祉団体等へ無償で譲渡する取組である「フードドライブ」を推進しています。

具体的には、店舗等において食品を回収してくださる事業者との間で「フードドライブ回収事業にかかる協定」を締結し、協定締結事業者の店舗等において、市民からご家庭で余った食品の回収を行っているほか、本市においても、区役所やイベント会場などで回収を行っています。

また、回収した食品は、本市と「フードドライブ連携実施にかかる協定」を締結している事業者や社会福祉協議会を通じて、大阪市内にある福祉団体等に無償で譲渡しています。

今後も引き続き、「フードドライブ」を通じて、フードバンク活動を実施している事業者を支援するとともに、本市ホームページ等において、回収事業者及び連携事業者の募集、並びに回収拠点等の情報発信に努めてまいります。

| 担当 | 環境局　事業部　家庭ごみ減量課　　電話：06-6630-3259 |
|---|---|

| 番号 | ５．（３） |
| --- | --- |
| 項目 | 消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化している。<br>一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレームの抑止・撲滅を推進し、「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」を実現するためにも、包括的な条例やガイドラインの早急な整備が求められている。<br>民間及び公務におけるカスタマーハラスメントの防止条例の制定に向け、審議会等の環境整備を図ること。<br>条例案の策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。<br>また、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、体系的な消費者教育を学校・地域・企業を通じて展開すること。 |
| （回答）※下線部について回答<br>本市では、カスタマーハラスメントから職員を守り、行政サービスを適切に提供できるよう、市民等からの本市職員に対するカスタマーハラスメント対策として、令和７年 10 月１日に「大阪市職員に対するカスタマーハラスメント対策基本方針」を策定・施行するとともに、啓発ポスターの掲示、研修の実施など様々な取組を実施しています。 | |
| 担当 | 総務局　監察部　監察課　電話：06-6208-7448 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ５．（３） |
| 項目 | 消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化している。<br>一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレームの抑止・撲滅を推進し、「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」を実現するためにも、包括的な条例やガイドラインの早急な整備が求められている。<br>民間及び公務におけるカスタマーハラスメントの防止条例の制定に向け、審議会等の環境整備を図ること。<br>条例案の策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。<br>また、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、体系的な消費者教育を学校・地域・企業を通じて展開すること。 |

（回答）※下線部について回答

本市における消費者教育については、消費者自らが考え、合理的な意思決定に基づいた消費行動が行えるよう「自立した消費者」を育成するため、「大阪市消費者教育推進計画（第２期）」を策定し、ライフステージの各段階に応じて学校、地域、家庭、職域などの場において取り組んでいるところです。

具体的な取組みとしては、日常生活における身近な問題をテーマとした講座や、消費活動に関する基本的な知識の向上のため、よくある消費者トラブルの手口や対処方法についての講座、さらに、高齢者等を見守る支援者・団体等に対して、消費者被害の未然防止・早期発見につながる手法等についての講座を実施しております。

また、若年者に対しては、市立中学校の３年生を対象に若年者自らが消費者問題を身近な問題であると認識し、消費活動に関する基礎的知識を身につけ、消費者被害を未然に防ぐことのできる「自立した消費者」となることを目的として啓発冊子を配付するとともに、学校へ無料で講師を派遣して、若年者向けの教育講座を実施しております。

要請にある「消費者の倫理的な行動の促進」については、「自立した消費者」の行動にも通ずることから、消費者庁や他都市の動向等も注視しながら、引き続き「自立した消費者」の育成をめざした啓発活動や消費者教育に取り組んでまいりたいと考えております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 市民局　消費者センター　　電話：06-6614-7522 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ５．（４） |
| 項目 | 成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とりわけ、スマートフォン・タブレット等の普及に伴い、高額商品の売買やゲームでの高額課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、小・中学生をも対象とした消費者教育は急務となっている。。<br>学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。<br>また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。 |

（回答）

本市では、令和４(2022)年４月の成年年齢の引き下げや令和12(2030)年までに達成すべき持続可能な達成目標(SDGs)など内外の社会情勢に対応し、消費者のさらなる自立を図っていく必要があるため、令和５(2023)年４月に「大阪市消費者教育推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定しました。

推進計画に基づき、幼児期から若者、成人一般、高齢者等ライフステージの各段階において、必要な最新の知識が得られるよう、消費生活をめぐる社会的状況や本市における消費者からの相談内容を踏まえながら、消費者教育に取り組んでいるところです。

とりわけ、成年年齢が引下げられたことにより、特に18歳、19歳の若年者の消費者被害の増加が懸念され、若年者への消費者教育の充実が求められています。学習指導要領の改訂により、学校教育における消費者教育の内容はさらに充実されており、推進計画では専門的なノウハウを有する消費者センターが庁内関係所属と連携して教育現場を支援することとしております。

具体的な取組みとして、

・契約のルール、悪質な事業者の手口や拒否方法など、消費者トラブルに対処するための基本的な知識や情報の習得

・相談先となる消費者センターや消費者ホットライン「１８８（いやや！）」の認知度向上

・合理的な意思決定ができる「自立した消費者」の育成などを目的とし、若年者向け啓発冊子や、若年者に多いトラブルをマンガやクイズで学べるホームページを作成し、家庭でも活用できるよう提供しているところです。また、庁内各所属とも連携し、教育現場へ無料で講師を派遣し、消費者トラブル事例とその対処方法、契約の仕組み、エシカル消費などの講座を実施しております。

| | |
|---|---|
| 今後とも、自立した消費者の育成をめざし、体系的かつ効果的に消費者教育・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。 | |
| 担当 | 市民局　消費者センター　電話：06-6614-7522<br>教育委員会事務局　指導部　初等・中学校教育担当　電話：06-6208-9186 |

| 番号 | ５．（５） |
| --- | --- |
| 項目 | 大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、2024 年には認知件数 2,658 件、被害額約 64 億円と過去最悪の水準に達しており、未然防止対策の強化が求められる。<br>特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。<br>一方で、SNS などを利用した、いわゆる「闇バイト」といった事件では、若年層を中心に、知識がない事を利用され、意図せず重大犯罪の加害者となってしまう事案も発生している。若年層を中心に強く注意喚起を行うこと。<br>これらの周知にあたっては、この間、ホームページや SNS など、幅広い広報媒体を活用して周知が図られているが、若年層については、リスティング広告の活用、SNS などを活用したプッシュ型の啓発について検討を行うこと。<br>また、高齢者については、従来型のチラシ・ポスターなどでの周知について充実をはかること。 |

（回答）

本市では、特殊詐欺被害の防止のため、広報紙やホームページ、SNS 等を活用した情報提供・注意喚起に加え、区役所等におけるポスターの掲示やチラシの配架を行うとともに、各区役所、警察署と合同で啓発活動を実施しております。

さらに、65 歳以上の高齢者の方を対象に、固定電話に設置することで電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話内容を録音する自動通話録音機を無償で貸与しています。

今後も引き続き、さまざまな媒体を活用し、特に被害者となりやすい高齢者や意図せず加害者となってしまう可能性のある若年層に対する注意喚起など、引き続き特殊詐欺対策の啓発活動に努めてまいります。

| 担当 | 市民局　区政支援室　地域安全担当　　電話：06-6208-7317 |
| --- | --- |

| 番号 | ５．（６） |
| --- | --- |
| 項目 | 「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕（改定計画）」がめざす「2050 ゼロカーボンおおさか」の実現に向けて、市民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、具体的な支援内容についても明らかにすること。<br>とりわけ、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。 |

（回答）

本市では、2050 年の「ゼロカーボン おおさか」の実現に向け、地球温暖化対策の取組を一層強化するため、令和 4 年 10 月に、2030 年度の温室効果ガス排出削減目標を 2013 年度比 50%削減とした、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕（改定計画）」を策定しています。

目標の達成に向けては、市域の温室効果ガス排出量の約 50%を占める家庭部門及び業務部門における取組が重要であり、市民・事業者の皆さんには、温暖化問題を自分事として捉え、具体的な行動に移していただくことが必要です。そのため、本市では、人間活動が地球環境にどれだけの負荷を与えているのかを示す指標の一つである「エコロジカル・フットプリント」を用いた本市の温室効果ガス排出状況に関する研究の結果を踏まえ、排出量削減に向けた脱炭素アクション取組例を掲載したリーフレットを作成しており、本市ホームページで公開するとともに、本市施設での配架や環境学習講座・イベント等での配布を行っています。引き続き、様々な機会を活用して周知・啓発に努めてまいります。

市域における温室効果ガス排出状況等の実行計画の進捗状況につきましては、毎年度発行している「大阪市環境白書」において公表しています。また、市民・事業者の皆さんの取組への支援として、大阪府・大阪市が共同で設置する「おおさかスマートエネルギーセンター」で、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギーの推進に向け、「太陽光パネル及び蓄電池の共同購入支援事業」等の様々な取組を実施しています。今後もホームページ等を活用し、支援事業の周知に努めてまいります。

需要側の行動を促す意識喚起としては、講座やイベントを通した環境学習の推進に取り組んでいます。市民・事業者の意識改革や行動変容を促進するため、環境活動推進施設「なにわ ECO スクエア」では AR（拡張現実）技術等を活用した気候変動や生物多様性に関する体験型環境学習コンテンツを常設するほか、小中学校への出前授業等で活用しています。

また、修学旅行等を対象に、通常より CO2 排出量が抑制される旅行（脱炭素化ツアー）の開発・PR などを実施し、全国 210 の小中学校等に採用されました。

| | |
|---|---|
| | |
| 担当 | 環境局　環境施策部　環境施策課　電話：06-6630-3217 |

| 番号 | ５．（７） |
| --- | --- |
| 項目 | 2021 年 3 月に策定された「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギー導入促進などに取り組むこと。<br>具体的には、市民や事業者の再生可能エネルギーや省エネ設備導入等の支援や、再生可能エネルギーに関する技術開発や、スマートグリッドの構築に関する支援を拡大すること。<br>また、「再エネ 100 宣言 RE Action」アンバサダーとして、啓発や企業向けの啓発を強化すること。 |

（回答）

本市では、「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー効率の向上、レジリエンスと電力需給調整力の強化、エネルギー関連産業の振興とあらゆる分野の企業の持続的成長について、各種取組を実施しています。

具体的には、大阪府と共同設置している「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府内全域から購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を図る「太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業」等の支援を行っております。

引き続き、大阪府とも連携しながら、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネ促進等の取組を推進してまいります。

また、「再エネ 100 宣言 RE Action」アンバサダーとしては、再エネ電力調達マッチング事業の実施や本市環境イベントにおける啓発等に加え、御堂筋エリアにおける脱炭素先行地域の取組を通じて、市内事業者の再生可能エネルギー100％電力への切り替えを後押ししています。

| 担当 | 環境局　環境施策部　環境施策課（エネルギー政策）　電話：06-6630-3483 |
| --- | --- |

| 番号 | ５．（８） |
| --- | --- |
| 項目 | 繁華街の近接エリアなどで害鳥獣（カラス・ネズミ等）による不快な状況が散見されている。とりわけ、カラスによるごみ荒らしや騒音、威嚇行動が市民生活に支障を与えている。特に、ごみ出しルールが徹底されない地域や時間帯において被害が顕著であり、景観の悪化や衛生環境の低下を招いている。<br>市民の安全と環境美化の維持には、効果的なカラス対策とごみ出しルールの周知徹底が不可欠であり、以下のような対策を検討・実施すること。<br>・ごみ出しルールの周知徹底<br>多言語化・イラスト化されたルール冊子の配布<br>広報紙、地域回覧板、SNS 等を活用した継続的な啓発<br>・ルール違反のごみ出しに対する指導の強化<br>・防鳥設備の整備・更新<br>防鳥ネットの導入に対する助成<br>ハトなどへの餌やりに起因するトラブルに関しても、餌やり禁止ルールを徹底し、違反者への指導を行うなど実効性のある対策に取り組むこと。<br>鶴見緑地でのアライグマ、河川でのヌートリアの繁殖なども確認されており、生態系への深刻な影響も懸念される。市民への啓発を行うとともに実効性のある対策に取り組むこと。 |

（回答）※下線部について回答

アライグマやヌートリアは外来生物のうち「特定外来生物」に指定されており、確認された場合には、土地管理者等に、生態系等に係る被害を防止するための必要な措置を講ずるよう依頼しております。

特定外来生物への対策については、外来生物法上、国は施策を総合的に策定し実施する責務を有するとされ、都道府県は定着している特定外来生物の被害の防止のために必要な措置を講じ、市町村は都道府県の施策に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされており、大阪市域内においてもその役割分担に基づき、国や府と連携して取組を進めております。

また、大阪市内の在来種を保全する上で懸念される外来生物の侵入・拡散を防止するため、行政、環境ＮＧＯ／ＮＰＯ、民間事業者などが連携して、飼っているペットを野外に捨てないなど市民が普段の生活の中で実施できる行動や外来種被害予防三原則など、外来生物に関する正しい知識の普及に取り組んでいます。

| 担当 | 環境局　環境施策部　環境施策課　電話：06-6630-3467 |
| --- | --- |

| 番号 | ５．（８） |
| --- | --- |
| 項目 | 繁華街の近接エリアなどで害鳥獣（カラス・ネズミ等）による不快な状況が散見されている。とりわけ、カラスによるごみ荒らしや騒音、威嚇行動が市民生活に支障を与えている。特に、ごみ出しルールが徹底されない地域や時間帯において被害が顕著であり、景観の悪化や衛生環境の低下を招いている。<br>市民の安全と環境美化の維持には、効果的なカラス対策とごみ出しルールの周知徹底が不可欠であり、以下のような対策を検討・実施すること。<br>・ごみ出しルールの周知徹底<br>多言語化・イラスト化されたルール冊子の配布<br>広報紙、地域回覧板、SNS 等を活用した継続的な啓発<br>・ルール違反のごみ出しに対する指導の強化<br>・防鳥設備の整備・更新<br>防鳥ネットの導入に対する助成<br>ハトなどへの餌やりに起因するトラブルに関しても、餌やり禁止ルールを徹底し、違反者への指導を行うなど実効性のある対策に取り組むこと。<br>鶴見緑地でのアライグマ、河川でのヌートリアの繁殖なども確認されており、生態系への深刻な影響も懸念される。市民への啓発を行うとともに実効性のある対策に取り組むこと。 |

（回答）※下線部について回答

本市では、ごみの収集時間帯（概ね２時間）をホームページやごみ分別促進アプリ「さんあ～る」でお知らせし、からすによる被害が軽減できるよう、できる限り目安となる収集時間帯の直前にごみをお出しいただくようお願いしています。

ごみの出し方が悪く、からすなどにごみが荒らされ散乱しているなどの苦情が寄せられた場合は、地域を担当する環境事業センター職員が現地確認のうえ、必要に応じて啓発を行うなどの対応を行っています。

また、からすによるごみの散乱被害を防止するため、大阪市が収集するごみの持ち出し場所（概ね 5 世帯以上で利用されている場所）に、防鳥用ネットを無償で貸し出しています。

家庭から排出されるごみについては、①からすのえさとなる生ごみや残飯を減らす。②ネットなどを使用し、からすからごみを遮断する。（ネットをかぶせるだけではからすが隙間からごみを引き出し、荒らされてしまうこともあるため、ごみ全体を巻き込むようにネットをかける。）③からすから生ごみなどを見えないようにしてごみを出す。（新聞紙や紙袋などで

| | |
|---|---|
| 包んでから中身の見える袋に入れて出す。）④からすに狙われる時間を少なくするため、前夜からごみを出さないことなど、からす被害に対する対策をホームページを通じて市民の皆様にお願いしているところです。<br>　これらの対策をまとめたチラシや、ごみの分別方法や出し方を案内するリーフレット「ごみのマナーABC」については、多言語でも作成し、ホームページに掲載しており、引き続き効果的な周知啓発に努めてまいります。<br>　また、はとなどへの餌やりについて、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」において、「公共の場所又はその周辺において、はと、からすその他の動物に餌を与えた者は、当該与えた行為により同項に規定する公共の場所に、餌又は動物のふん尿その他の汚物、毛若しくは羽毛が散乱し、又はふん尿その他の汚物による臭気が発散しないよう、清掃を行う等の必要な措置を講じなければならない。」と定めています。 | |
| 担当 | 環境局　　事業部　事業管理課　ごみ出しルールに関すること　電話：06-6630-3226<br>はと等の餌やりに関すること　電話：06-6630-3236 |

| 番号 | ５．（８） |
| --- | --- |
| 項目 | 繁華街の近接エリアなどで害鳥獣（カラス・ネズミ等）による不快な状況が散見されている。とりわけ、カラスによるごみ荒らしや騒音、威嚇行動が市民生活に支障を与えている。特に、ごみ出しルールが徹底されない地域や時間帯において被害が顕著であり、景観の悪化や衛生環境の低下を招いている。<br>市民の安全と環境美化の維持には、効果的なカラス対策とごみ出しルールの周知徹底が不可欠であり、以下のような対策を検討・実施すること。<br>・ごみ出しルールの周知徹底<br>多言語化・イラスト化されたルール冊子の配布<br>広報紙、地域回覧板、SNS 等を活用した継続的な啓発<br>・ルール違反のごみ出しに対する指導の強化<br>・防鳥設備の整備・更新<br>防鳥ネットの導入に対する助成<br>ハトなどへの餌やりに起因するトラブルに関しても、餌やり禁止ルールを徹底し、違反者への指導を行うなど実効性のある対策に取り組むこと。<br>鶴見緑地でのアライグマ、河川でのヌートリアの繁殖なども確認されており、生態系への深刻な影響も懸念される。市民への啓発を行うとともに実効性のある対策に取り組むこと。 |

（回答）※下線部について回答

カラスは繁殖時期である春から初夏にかけて、巣に近づく人に対し威嚇行動を取ることがあるため、カラスの習性や被害防止対策の詳細をホームページにおいて紹介するとともに、啓発ポスターを作成し、区役所や教育機関において掲示を依頼しています。また、繁華街で発生する生ごみはカラスの餌となるため、飲食店等事業者の衛生管理の一環として、営業許可証交付時に、飲食店等事業者に対し啓発リーフレットを配布し、生ごみの適切な管理を促しています。

ネズミについては、12 月から２月をネズミ防除強調期間とし、ネズミの習性や対策等の詳細をホームページにおいて紹介し、市民等への啓発を行うとともに、区役所において捕そかごの貸し出しを行っています。また、飲食店等事業者に対して衛生教育を行い、環境整備や防除を推進しています。

さらに、１月から２月にかけて駅、商店街、店舗等に隣接するグリーンベルト、植え込み等におけるネズミの生息状況調査を実施しており、生息が確認された発生源については、その管理者等に対し防除指導を実施しています。

| | |
|---|---|
| ハトを含む野生鳥獣への給餌行為につきましては、安易な餌付けにより鳥獣が人の与える食物に依存するようになることや、人馴れが進むことなど、結果として野生鳥獣による生活環境被害や農作物等への被害を引き起こす原因となるため、鳥獣への安易な餌付け防止について現場を確認のうえで、給餌者に対し啓発を行っております。 | |
| 担当 | 健康局　生活衛生部生活衛生課　　電話：06-6208-9996 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ６．（１） |
| 項目 | 鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、これら設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。設置後の補修や更新に対する補助制度について検討すること。<br>加えて、バス停についても、バリアフリー対応となるよう、さらに整備を進めること。<br>高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、行政、民間、地域の協働による「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向け意識啓発を強化すること。 |

（回答）※下線部について回答

本市においては、市内 25 地区において「大阪市交通バリアフリー基本構想」を策定し、鉄道駅舎をはじめ、駅周辺の生活関連施設に至る道路、信号機等の重点的かつ一体的なバリアフリー化整備に取り組んでいます。

基本構想の基本理念に「すべての人が安全・安心で、円滑に移動等のできる空間や環境を形成することにより、生き生きと暮らせる都市の実現をめざす。」を掲げており、基本理念を実現するための基本方針として、すべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリーの推進」を位置づけています。「心のバリアフリー」の考え方を理解し、実際の行動に結びつけることができるよう、効果的な広報・啓発活動、教育活動に行政・事業者・市民が連携・協働して取り組むこととしています。

| | |
|---|---|
| 担当 | 計画調整局　交通政策課　電話：06 - 6208 - 7823 |

| 番号 | ６．（１） |
| --- | --- |
| 項目 | 鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、これら設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。設置後の補修や更新に対する補助制度について検討すること。<br>加えて、バス停についても、バリアフリー対応となるよう、さらに整備を進めること。<br>高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、行政、民間、地域の協働による「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向け意識啓発を強化すること。 |

（回答）※下線部について回答

本市では、高齢者や障がい者等の移動の円滑化とひとにやさしいまちづくりの促進を図るため、駅入口から各ホームまでの段差解消された移動経路が確保されていない駅舎や、出入口が複数ある駅舎において、バリアフリールートが１つであることにより障がい者等の移動が長時間、長距離となっている駅舎を対象として、エレベーター等の新規導入を促進するため鉄道事業者に補助を行っております。

また、障がいのある人が住みやすい環境づくりのため、「大阪市障がい者支援計画」に基づき、生活環境の整備や移動手段の確保など、「ひとにやさしいまちづくり」の推進に努めてまいります。

| 担当 | 福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課（企画 G）　電話：06-6208-7994 |
| --- | --- |

| | |
|---|---|
| 番号 | ６．（２） |
| 項目 | 鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する場合の費用に対する助成制度を拡充すること。<br>また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。<br>さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、独自の財政支援策も検討すること。 |

（回答）※下線部について回答

Osaka Metro を除く民間鉄道事業者の可動式ホーム柵等設置について回答いたします。

本市では、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障がい者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保することを目的として、平成 22 年に鉄道事業者が実施する可動式ホーム柵等の整備に対する補助制度を創設し、整備促進に努めてきたところです。

国が令和 2 年 12 月に改正した「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの可動式ホーム柵等整備の加速化をめざすと示されたことを受け、本市においても令和 3 年 4 月に、1 日あたりの利用者が 10 万人以上の駅のみならず、10 万人未満の駅についても補助対象とする制度改正を行っており、転落及び接触事故の発生状況、駅やホームの構造及び利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案して特に優先度が高いプラットホームでの可動式ホーム柵等整備についても補助対象としているところです。

令和 3 年 12 月には、国において、更なる鉄道駅バリアフリー化の加速をめざし、バリアフリー化により受益する全ての利用者に薄く広く負担を求める鉄道駅バリアフリー料金制度が創設され、令和 5 年 4 月より各鉄道事業者が活用しています。

この料金制度では、バリアフリー設備の設置費や改良、更新、維持管理費等が対象となるため、本市としては、鉄道事業者の負担が軽減されることで可動式ホーム柵の整備が進むとともに、維持管理が適切に行われ、鉄道利用者の安全性向上が期待されるものと認識しております。

一方で、料金制度を活用しない鉄道事業者に対しては、可動式ホーム柵整備が進展しない事態とならないよう、国や大阪府、鉄道事業者と連携してバリアフリー設備の整備促進に努めてまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 計画調整局　計画部　交通政策課　電話：06-6208-7867 |

| 番号 | ６．（３） |
| --- | --- |
| | 運送事業者の長時間労働解消、交通渋滞緩和のため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの設置を進めること。<br>また、道路上での大型貨物・自動車運搬車両等の積み下ろし作業など、多目的利用ができる空間の創出について、大阪府や関連事業者と提携し具体策を推進すること。 |

（回答）

駐車の場所は、周辺の道路状況等によりやむを得ない場合を除き、その目的となる建築物の敷地内で確保することを基本と考えて昭和 39 年に附置義務台数の算定方法などを規定した「建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「条例」という。）」を定めています。荷さばきについては、平成 16 年に条例の改正を行い、荷さばき駐車施設を附置するときには、その台数を２倍（ただし５台まで、換算後で 10 台を上限）に換算して附置義務台数に算入できるようにしております。

また、令和７年 10 月には、荷さばき駐車施設の附置義務化を含む「大阪市における建築物の駐車施設設置基準の見直し案」を取りまとめ、パブリック・コメントを実施したところです。今後、条例化に向けた手続きを進めていく予定であり、荷さばき駐車施設の整備促進を図ってまいります。

| 担当 | 計画調整局　計画部　都市計画課（施設担当）　　電話：06-6208-7872 |
| --- | --- |

| 番号 | 6．（4） |
|---|---|
| 項目 | 自転車事故の防止と安全な交通環境を確保するため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図ること。<br>また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。<br>特に、2026 年 4 月 1 日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることから、制度の周知徹底を図るとともに、教育機関・事業者と連携した啓発活動を強化すること。 また、2023 年 4 月以降、自転車の運転の際にヘルメットの着用が努力義務とされたことから、普及促進のためのヘルメット購入費用の補助制度の創設を検討すること。<br>さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。 |

（回答）

自転車の安全利用に関する取組については、大阪府、大阪府警察、大阪市、堺市等で構成する大阪府交通対策協議会において、毎年「大阪府交通安全実施計画」を策定し、府下全域で、府、警察、各市町村、学校等の関係機関がそれぞれの立場で実施しております。また、同協議会では、11 月を「自転車マナーアップ強化月間」と位置づけ、啓発ポスターの掲示やリーフレットの配布、キャンペーンの開催などの取組を行っているところです。

自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の取締りは警察の所管となりますが、本市としましては、交通ルール遵守やマナー向上のための交通安全教育、啓発活動に取り組んでおります。

2026 年 4 月 1 日から導入される交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）については、本市で作成している「自転車ルールブック」による周知や、新たに作成した広報啓発動画による周知を行っています。

また、自転車乗車中の交通事故による被害を軽減させるために、乗車用ヘルメットの着用は有効ですので、普及促進に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

| 担当 | 市民局　区政支援室　地域安全担当　　電話：06-6208-7317 |
|---|---|

| 番号 | ６．（４） |
| --- | --- |
| 項目 | 自転車事故の防止と安全な交通環境を確保するため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図ること。<br>また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。<br>特に、2026 年 4 月 1 日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることから、制度の周知徹底を図るとともに、教育機関・事業者と連携した啓発活動を強化すること。また、2023 年 4 月以降、自転車の運転の際にヘルメットの着用が努力義務とされたことから、普及促進のためのヘルメット購入費用の補助制度の創設を検討すること。<br>さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。 |

（回答）※下線部について回答

本市では、平成 28 年 7 月に策定した「大阪市自転車通行環境整備計画」に基づき、幹線道路を中心として設定した自転車ネットワーク路線において、自転車通行帯等の整備を実施しており、まずは、周辺部に比べ事故発生頻度の高い市内中心部の幹線道路のうち、自転車交通量や自転車関連事故の多い路線を優先整備路線として設定し整備を進めております。

また、今後については、自転車ネットワーク路線以外の生活道路等においても、自転車の通行位置を示す路面表示の設置や劣化した白線の引き直しなど、利用者にとってわかりやすく、安全な通行空間の整備に努めてまいります。

| 担当 | 建設局　道路河川部　道路課（交通安全施策担当）　　電話：06-6615-7699 |
| --- | --- |

| | |
|---|---|
| 番号 | ６．（５） |
| 項目 | 全国で発生している道路の陥没事故や、通学・通園中の児童が巻き込まれる事故を受け、こうした事故を防止するため、改めて、危険箇所がないか総点検を実施するとともに、特に、保育施設等の周辺道路への安全確保対策を行うこと。<br>また、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所が散見されることから、必要なメンテナンスを行うこと。<br>また、運転手への周知を目的とした交通安全週間などの期間を活用したキャンペーン等を実施すること。 |

（回答）※下線部について回答

道路管理者（建設局）では、保育施設等の関係者からの相談や要望に際して、現場を調査したうえで、区画線の設置、横断防止柵の設置、車止めの設置などの実施可能な交通安全対策を進めるとともに、既設の交通安全施設（ガードレール、区画線　など）の良好な維持管理に努めています。

なお、横断歩道や信号などの交通の規制及び指示に関するものについては、交通管理者が所管しておりますので、情報共有を行うなど連携して引き続き取り組んでまいります。

| | | |
|---|---|---|
| 担当 | 建設局　道路河川部　道路課（交通安全施策担当） | 電話：06-6615-6862 |
| | 建設局　道路河川部　道路課（道路維持担当） | 電話：06-6615-6801 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ６．（５） |
| 項目 | 全国で発生している道路の陥没事故や、通学・通園中の児童が巻き込まれる事故を受け、こうした事故を防止するため、改めて、危険個所がないか総点検を実施するとともに、特に、保育施設等の周辺道路への安全確保対策を行うこと。<br>また、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所が散見されることから、必要なメンテナンスを行うこと。<br>また、運転手への周知を目的とした交通安全週間などの期間を活用したキャンペーン等を実施すること |

（回答）※下線部について回答

大阪市では、令和元年５月に大津市において、散歩中の園児らが死傷した交通事故を受け、国からの通知により、未就学児の移動経路における緊急安全点検を実施し、対策が必要な箇所には交通管理者及び道路管理者により対策を講じる等、安全安心な子育て環境の整備の取組みを進めています。

| | |
|---|---|
| 担当 | こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（指導監査グループ）電話：06-6361-0751 |

| 番号 | ６．（６） |
| --- | --- |
| 項目 | 「南海トラフ地震」のリスクが高まっているなか、共助・自助の視点から、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施すること。<br>IT 化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保など、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力を強化すること。<br>災害時における避難所について、災害用トイレなどの備蓄・衛生設備を充実し、避難所の空調設備などの環境整備や災害時の医療・福祉体制の整備を進めること。<br>発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した訓練を行うこと。<br>地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比 7:3）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。<br>行政区の境界付近の住民に対し、隣接区の避難所の情報などが的確に提供されることが、緊急時の避難に効率的である。ハザードマップ等には隣接区の情報が記載された資料作成や広報を行うこと。<br>地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。<br>災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新や、福祉避難所の指定を促進するなど、災害弱者の支援強化を行うこと。 |

（回答）※下線部について回答

大阪市におけるマンホールトイレは、大阪市地域防災計画に基づき、広域避難場所に順次整備しております。

市内の広域避難場所 34 箇所で整備が完了しており、市内全体では合計 1,680 基のマンホールトイレが整備されております。

| 担当 | 建設局　下水道部　調整課　　電話：06-6615-6433 |
| --- | --- |

| 番号 | ６．（６） |
| --- | --- |
| 項目 | 「南海トラフ地震」のリスクが高まっているなか、共助・自助の視点から、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施すること。<br>IT 化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保など、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力を強化すること。<br>災害時における避難所について、災害用トイレなどの備蓄・衛生設備を充実し、避難所の空調設備などの環境整備や災害時の医療・福祉体制の整備を進めること。<br>発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した訓練を行うこと。<br>地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比 7:3）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。<br>行政区の境界付近の住民に対し、隣接区の避難所の情報などが的確に提供されることが、緊急時の避難に効率的である。ハザードマップ等には隣接区の情報が記載された資料作成や広報を行うこと。<br>地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。<br>災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新や、福祉避難所の指定を促進するなど、災害弱者の支援強化を行うこと。 |

（回答）※下線部について回答

環境局では、災害時において、障がい等で足腰の弱い方や車いすの方も使用できるユニバーサル対応の組立式（洋式）災害トイレ（各避難所数分）を、各環境事業センターに配備しております。

組立式（洋式）災害トイレについては、避難所に直接備蓄しておくことが、災害発生時のスムーズな設置につながるため、今年度より区役所をはじめとする関係部署と調整のうえ、可能な限り各避難所等に配置する方針とし、大規模災害への備えを強化しております。

さらに、民間事業者４社と災害時の仮設トイレ設置協力に関する協定を締結し、大規模災害時にトイレの不足等がないよう対応を行っております。

| 担当 | 環境局　事業部　事業管理課　電話：06-6630-3238 |
| --- | --- |

| 番号 | ６．（６） |
| --- | --- |
| 項目 | 「南海トラフ地震」のリスクが高まっているなか、共助・自助の視点から、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施すること。<br>IT 化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保など、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力を強化すること。<br>災害時における避難所について、災害用トイレなどの備蓄・衛生設備を充実し、避難所の空調設備などの環境整備や災害時の医療・福祉体制の整備を進めること。<br>発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した訓練を行うこと。<br>地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比 7:3）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。<br>行政区の境界付近の住民に対し、隣接区の避難所の情報などが的確に提供されることが、緊急時の避難に効率的である。ハザードマップ等には隣接区の情報が記載された資料作成や広報を行うこと。<br>地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。<br>災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新や、福祉避難所の指定を促進するなど、災害弱者の支援強化を行うこと。 |

（回答）※下線部について回答

日頃の備えから災害発生時の行動などを掲載した「市民防災マニュアル」を作成し、区役所や市役所等で配布及びホームページでの公開や、各種イベントでの「市民防災リーフレット」の配布など、地域等による自助・共助の重要性を周知することで市民の防災意識のより一層の向上につなげるため、継続して広報、啓発を行っております。

本市では、災害時におけるスマートフォン等の充電環境の整備として、非常用電源としての発電機能を有する空調機が設置されている中学校以外の避難所にはガスボンベ式発電機を配備しており、通信障害が発生した場合の通信の代替手段として、町会等の地域へのＭＣＡ無線機の配付、避難所で避難者が Wi-Fi を利用できる環境の整備を行っています。

情報伝達手段の多重化、通信インフラの非常時対応力は、通信事業者によるところが大きい

と考えられますが、本市としても努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

避難所の災害用トイレ等の備蓄につきましては、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき、大阪府と連携して確保を進めており、簡易トイレ（排便処理セットを含む。）をはじめ、災害時に何らかの支援が必要な方々への備蓄として簡易ベッド等も各避難所に備蓄し、大規模災害に備えています。

猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等の要配慮者の二次被害を防止するセーフティネットの観点から避難所生活の環境確保を図るため、そして、平時での教育現場における熱中症対策という観点においても効果的であることから、令和２年度から令和４年度までの間に、災害時避難所に指定されている全 127 市立中学校の体育館への空調機設置工事を完了しました。

なお、令和６年能登半島地震を踏まえ、避難所となる小学校の体育館への空調機整備に向けた取り組みを、現在教育委員会事務局において実施しており、令和７年９月８日に「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」の事業者が決定し、このあと事業契約に向けた手続きを経て順次各小学校への現場設計調査を行い、その後空調設備設置工事を実施する予定となっています。

訓練につきましては、各区において地域の実情に応じて実施しております。

ニーズの違いに配慮した避難所の運営が行えるよう避難所運営には女性をはじめ多様なメンバーを含めることついて、「避難所開設・運営ガイドライン」に定め周知を図っています。

本市の地域防災計画の修正にあたっては、市民の皆様から御意見をいただくためにパブリック・コメントを実施するほか、多様な視点での御意見を頂くことを目的に防災関係機関のほか女性団体代表等の委員で構成した「大阪市防災会議」で審議しています。

女性の視点を取り入れた必要な機材の確保及び備蓄品の見直しにつきましては、内閣府男女共同参画局が定めているガイドライン等を参考に、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」を策定しております。生理用品につきましても、本計画に基づき、想定避難所避難者の必要数分を備蓄しております。また、「避難所開設・運営ガイドライン」において、女性用トイレを男性１に対し女性３の数量で設置することとしているなど、衛生・プライバシー環境を整備しています。

本市のハザードマップは各区単位で作成しておりますが、住民（境界付近）の方が市内全区分のハザードマップをご確認いただけるよう、大阪市ホームページや大阪防災アプリ等に掲載しております。引き続き周知していくよう努めてまいります。

大阪公立大学で実施している「防災士養成講座」への協力及びホームページでの広報を実施するなど、当該講座への受講を促す際に、地域防災のリーダー的役割を担える女性防災士を育成していくため、女性への積極的な受講の呼びかけを行っております。

避難行動要支援者支援につきましては、各区役所・各施設を所管する関係局と連携しながら、避難行動要支援者名簿の年２回更新及び福祉避難所の確保に取り組んでおります。

| | |
|---|---|
| 指定福祉避難所の指定数は令和 7 年 11 月 21 日時点で 311 施設になります。 | |
| 担当 | 危機管理室　危機管理課（減災対策グループ）　電話：06-6208-7380<br>危機管理室　危機管理課（防災 ICT グループ）　電話：06-6208-9795<br>危機管理室　危機管理課（防災企画グループ）　電話：06-6208-7378<br>危機管理室　危機管理課（防災計画グループ）　電話：06-6208-7384 |

| 番号 | ６．（７） |
| --- | --- |
| 項目 | 「南海トラフ地震」のリスクが高まっているなか、大阪市役所においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員の比率が高まっており、改めて、緊急時に十分な初動対応がとれるよう人員体制を確保すること。<br>震災発生においては、少なくとも 24 行政区においては、「直近参集」が有効に機能するよう対策を講じること。<br>日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。<br>企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。 |

（回答）※下線部について回答

大規模災害発生時には限られた人員で初期初動を含めた災害対応が行えるように、大阪市業務継続計画において非常時優先業務を定めて体制を構築し、随時、内容の精査に努めて、計画の見直し及び修正を行っております。

直近参集制度については、災害発生時に有効に機能するよう、年間を通じて研修及び訓練を実施しております。

大規模災害が発生した場合には、総務省の「地方自治体等への応急対策職員派遣制度」や、指定都市市長会の「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」、21 大都市と締結している「21 大都市災害時相互応援に関する協定」、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」など様々な枠組みにより、被災していない都市から被災した都市への相互応援体制を構築しています。

本市では、大規模災害時の帰宅困難者対策として、特に利用者の多い主要ターミナル駅において、駅周辺の企業や学校、事業所等の団体の方々で構成する帰宅困難者対策協議会を組織しています。

同協議会の取り組みとして、主要ターミナル駅ごとに「帰宅困難者対策計画」を作成することや「一斉帰宅抑制」等をテーマとした帰宅困難者対策訓練等を実施しており、併せて、協議会員以外の企業等への啓発活動等、さらなる帰宅困難者対策の充実に取り組んでいます。

また、行き場がなくなった旅行者等の来訪者を受け入れる一時滞在施設の確保や一時滞在施設への災害備蓄物資の配備も併せて進めています。

| | |
|---|---|
| 担当 | 危機管理室　危機管理課（防災企画グループ）　電話：06-6208-7378<br>危機管理室　危機管理課（応急対策グループ）　電話：06-6208-7387<br>危機管理室　危機管理課（庶務グループ）　電話：06-6208-7379<br>危機管理室　危機管理課（防災計画グループ）　電話：06-6208-7384 |

| 番号 | 6．（7） |
| --- | --- |
| 項目 | 「南海トラフ地震」のリスクが高まっているなか、大阪市役所においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員の比率が高まっており、改めて、緊急時に十分な初動対応がとれるよう人員体制を確保すること。<br>震災発生においては、少なくとも 24 行政区においては、「直近参集」が有効に機能するよう対策を講じること。<br>日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。<br>災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めること。<br>企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。 |

（回答）※下線部について回答

【橋梁課】

本市では、平成 7 年の兵庫県南部地震以降、「災害に強いまちづくり」の一環として、橋梁の耐震対策に取組んできました。

耐震対策計画は、平成 8 年度に本市全体計画として策定された「大阪市地域防災計画」や「土木構造物の耐震性の向上の指針」等を基本方針として策定しています。

また、平成 26 年度には南海トラフ巨大地震による地震動、津波、液状化の影響に対する既存橋梁の安全性確認を実施し、地震動については、阪神淡路大震災以降に実施した耐震対策が南海トラフ巨大地震に対しても有効であることを確認しております。

災害時の物資や緊急車両の通行を確保するため、緊急交通路や重要路線に架かる橋梁の耐震対策を実施しているところです。

【道路課】

本市では、平成 31 年３月に策定した「大阪市無電柱化推進計画」に基づき、令和２年３月に「大阪市無電柱化整備計画」を策定し、「都市防災機能の向上」の一環として、緊急車両等の通行を最優先で確保するべき道路である緊急交通路（重点 14 路線）の無電柱化を実施しているところです。

| 担当 | 建設局　道路河川部　橋梁課　　電話：06-6615-6818<br>建設局　道路河川部　道路課　　電話：06-6615-6787 |
| --- | --- |

| | |
|---|---|
| 番号 | ６．（８）① |
| 項目 | 予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。<br>大阪市内といえども地域ごとで実態は様々であり、地域の状況に合わせたきめ細かいサポートが必要であることから、区の防災担当の機能強化を行うこと。 |

（回答）※下線部について回答

本市は、低平地に広がる水害に弱い地形であり、上町台地を境に、東側の寝屋川流域における洪水対策と、西側の西大阪地域における津波・高潮対策に取り組んできました。

寝屋川流域では、かねてより府及び本市を含む流域市が連携し、河川や下水道の整備を進めると共に流域における保水・遊水機能を人工的に取り戻そうという考え方に基づき総合治水対策を進めています。

西大阪地域では、過去の高潮被害をきっかけとして、既に堤防の嵩上げや水門が整備されており、地震・津波対策についても堤防や水門の耐震・液状化対策を進めています。

維持管理については、令和３年度に更新した「河川管理施設維持管理計画（個別施設計画）」に基づき、日常点検や定期点検、河川管理者と水防管理者で実施する水防踏査の結果を踏まえて、河川施設の機能低下が生じないように、河道の浚渫、除草、損傷個所の補修や更新などを実施し、河川施設の適切な機能保持を行っています。

| | |
|---|---|
| 担当 | 建設局　道路河川部　河川課　　電話：06-6615-6837 |

| 番号 | ６．（８）① |
| --- | --- |
| 項目 | 予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。<br>大阪市内といえども地域ごとで実態は様々であり、地域の状況に合わせたきめ細かいサポートが必要であることから、区の防災担当の機能強化を行うこと。 |

（回答）※下線部について回答

本市では、国土交通省港湾局の「海岸保全施設維持管理マニュアル」（令和２年６月）等に基づき、堤防・護岸等の点検診断を実施し、著しく性能が低下した箇所については国に報告を行うとともに、市民の安全・安心の確保の観点から、施設の補修を計画的に行うなど予防保全に努めています。

また、日常点検については、本市職員が定期的に巡視点検を行い、軽微な破損等を発見した場合は直ちに補修を行っています。

| 担当 | 大阪港湾局　施設管理部　海務課（防災保安）　電話：06-6572-2691 |
| --- | --- |

| | |
|---|---|
| 番号 | ６．（８）① |
| 項目 | 予測不可能な風水害が頻繁に起こり、想定以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域における未然防止の観点から日頃の点検や対策を講じること。<br>大阪市内といえども地域ごとで実態は様々であり、地域の状況に合わせたきめ細かいサポートが必要であることから、区の防災担当の機能強化を行うこと。 |

（回答）※下線部について回答

各区の防災担当の機能強化につきましては、各区役所防災担当者との定期的な連絡会や市役所内のポータルサイトにおいて、各区の防災に関する取り組みや課題、要配慮者利用施設の避難確保計画等の情報を共有するなど、引き続き機能強化を図ってまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 危機管理室　危機管理課（減災対策グループ）　　電話：06-6208-7380 |

| 番号 | 6．（8）② |
| --- | --- |
| 項目 | 大規模災害が発生した場合に備えて「自助」「共助」「公助」の役割分担を正しく意識するためにも、日頃からの防災意識を高め、継続的な広報・啓発活動が必要である。<br>外国人居住者の増加に伴い、言語や文化の違いによる情報格差が災害時の避難行動に影響を及ぼす可能性があることから、「おおさか防災アプリ」などの多言語対応機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。さらに、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。<br>ハザードマップの内容が誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図ること。 区境の住民は、当該居住区の避難所より、隣接区の最寄りの避難所が近い場合もあることから、隣接区の情報が記載されたハザードマップなどの資料作成、広報を行うこと。<br>大規模災害発生時に市民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。<br>女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。 |

（回答）

本市では、日頃の備えから災害発生時の行動などを掲載した「市民防災マニュアル」を作成し、区役所や市役所等で配布及びホームページで公開しています。また、各区の広報誌における区防災マップの掲載や各種イベントでの防災啓発の実施など、継続して広報、啓発を行っております。

日頃の備えから災害発生時の行動などを掲載した「市民防災マニュアル」を作成し、区役所や市役所等で配布及びホームページでの公開や、各種イベントでの「市民防災リーフレット」の配布など、地域等による自助・共助の重要性を周知することで市民の防災意識のより一層の向上につなげるため、継続して広報、啓発を行っております。

また、洪水や津波等の水害による浸水想定や津波避難ビルや災害時避難所等の位置を掲載した「水害ハザードマップ」を作成し、区役所や市役所等で配布及びホームページで公開しています。「マップナビおおさか」や「大阪防災アプリ」でも「水害ハザードマップ」と同様の情報を掲載しており、住所を入力することで、近隣の津波避難ビルや災害時避難所等をご確認いただくことができます。

「大阪防災アプリ」については、「英語」「中国語（簡体語・繁体語）」「韓国語」に加えて「や

さしい日本語」での情報発信を行っており、外国語版の啓発用チラシの作成や防災イベントなど、様々な機会を捉え、継続的な周知と利用促進を図ります。

本市では、災害時避難所や広域避難場所等に表示板を設置しています。表示は避難所や広域避難所がひと目でわかるよう標準化された防災ピクトグラムの使用や、日本語だけでなく外国語での表示もしております。

本市のハザードマップは各区単位で作成しておりますが、住民（境界付近）の方が市内全区分のハザードマップをご確認いただけるよう、大阪市ホームページや大阪防災アプリ等に掲載しております。引き続き周知していくよう努めてまいります。

大阪府では、広域的な大規模災害が発生、もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を導入し、制度に関するチラシを作成しております。大阪市においても、ホームページを作成する等、市民周知を進めております。なお、大阪府が災害モードを宣言した場合、本市は災害対応に係る広報内容とあわせて、大阪府から出された「災害モード宣言」の内容を市民の方々にお伝えします。

大規模災害の発生直後など、安全な場所への避難が必要な場合においては、行政の支援体制が整うまでに時間を要することから、要配慮者の避難支援は自主防災組織等、地域住民による支え合いがもっとも重要となります。そのため、自主防災組織など地域においては、日頃から要配慮者の情報を把握し、災害時には迅速な避難支援等が行えるよう取組みを進めていただいております。引き続き、自主防災組織による要配慮者の避難支援の取組みに支援を行ってまいります。特に配慮が必要な人々に対しての情報提供として、「市民防災マニュアル」にて平時からの備えや発災時の避難行動等について、「避難所開設・運営ガイドライン」にて避難所生活における必要な配慮や対応についてそれぞれ示し、周知を図っております。訓練につきましては、日頃から避難行動要支援者をはじめとしたより多くの住民参加のもとに実践的な防災訓練を地域ぐるみで実施することを「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に定め、各区において地域の実情に応じた取組を行っております。

| | | |
|---|---|---|
| 担当 | 危機管理室　危機管理課（庶務グループ） | 電話：06-6208-7379 |
| | 危機管理室　危機管理課（防災計画グループ） | 電話：06-6208-7384 |
| | 危機管理室　危機管理課（減災対策グループ） | 電話：06-6208-7380 |

| 番号 | ６．（９） |
|---|---|
| 項目 | 大阪市では、今後の人口減少や高齢化の進展などにより地域交通をめぐる環境の変化を見据え、民間事業者による新たな技術を活用した「AI オンデマンド交通」＝「オンデマンドバス」の社会実験が取り組まれてきた。<br>地域住民からは、利便性も高く、運行の継続や、エリアの拡大などの要望も出されている。<br>2025 年中の運行実績を検証するとともに、地域のニーズをふまえ、エリア拡大などのサービスの充実について検討すること。<br>運行がスタートしている「日本版ライドシェア」については、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。とりわけ、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。<br>ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。 |

（回答）※下線部について回答

自家用車活用事業の制度（いわゆる日本版ライドシェア）では、安全・安心を前提に、タクシー会社が運行主体となってドライバーの教育や車両整備などの安全対策を実施することが義務付けられています。

引き続き、将来に渡って府民・市民の安全・安心な移動の自由を確保できるよう、取り組んでまいります。

| 担当 | 計画調整局　計画部　交通政策課　　電話：06-6208-7867 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 番号 | ６．（９） |
| 項目 | 大阪市では、今後の人口減少や高齢化の進展などにより地域交通をめぐる環境の変化を見据え、民間事業者による新たな技術を活用した「AI オンデマンド交通」＝「オンデマンドバス」の社会実験が取り組まれてきた。<br>地域住民からは、利便性も高く、運行の継続や、エリアの拡大などの要望も出されている。<br>2025 年中の運行実績を検証するとともに、地域のニーズをふまえ、エリア拡大などのサービスの充実について検討すること。<br>運行がスタートしている「日本版ライドシェア」については、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。とりわけ、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。<br>ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。 |
| （回答）※下線部について回答<br>本市における AI オンデマンド交通の運行実績については、大阪市 AI オンデマンド交通検討会議で事業者より報告されています。<br>（参考）大阪市 AI オンデマンド交通検討会議ホームページ URL<br>https://www.city.osaka.lg.jp/toshikotsu/page/0000519793.html<br>※「大阪市 AI オンデマンド交通検討会議開催状況」参照<br>また、本市では、北区、福島区、生野区、平野区での社会実験の結果を踏まえ、令和７年２月に新たなエリアにおけるＡＩオンデマンド交通の社会実験に関する民間事業提案を募集し、10 月 28 日より新たに 12 区（都島区、中央区、西区、港区、天王寺区、浪速区、東成区、城東区、鶴見区、阿倍野区、住吉区、東住吉区）で、Osaka Metro Group による社会実験を開始しました。<br>なお、残る８区（此花区、大正区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区、住之江区、西成区）についても、今後、エリア拡大に向けて手続きを進めてまいります。 | |
| 担当 | 都市交通局　バスネットワーク企画担当　電話：06-6208-8895 |

| 番号 | ６．（１０） |
|---|---|
| 項目 | 今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。<br>また、PFAS をはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、大阪市内においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。 |

（回答）※下線部について回答

専門性を有する人材の確保については、業務の見直しを着実に進めるとともに、ベテラン職員から中堅・若手職員への円滑な技術継承が行えるよう職員の年齢構成をふまえながら、事業推進に必要な職員数を確保できるよう取り組んでいます。

本市の下水道事業では、「大阪市下水道事業経営戦略　令和 7 年 3 月改定」に「機能維持」、「浸水対策」、「地震対策」、「都市環境保全」の 4 つの施策を掲げており、それらを効率的かつ安定的に推進するため「人材育成・組織強化」に取り組んでいます。

具体的には、ベテラン職員から中堅・若手職員への円滑な技術継承が行える OJT のほか、自ら学び行動する『自立した職員』の育成や、これまで培ってきた技術・ノウハウを次世代へ着実に継承するために、下水道河川専門分野別研修として、職種別の実務者研修および、下水道河川工学研修を実施しています。

その他、大阪府市下水道ビジョンに基づいた府内市町村向けの下水道技術講習会への参加も行っており、相互の技術力の向上を図ることとしております。

今後とも、引き続き「人材育成・組織強化」に向けた取り組みを進めてまいります。

| 担当 | 建設局　下水道部　下水道資源循環課　　電話：06-6615-7675 |
|---|---|

| 番号 | ６．（１０） |
| --- | --- |
| 項目 | 今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。<br>また、PFAS をはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、大阪市内においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。 |

（回答）※下線部について回答

専門性を有する人材の確保については、業務の見直しを着実に進めるとともに、ベテラン職員から中堅・若手職員への円滑な技術継承が行えるよう職員の年齢構成をふまえながら、事業推進に必要な職員数を確保できるよう取り組んでいます。

また、水道技術に不可欠な知識・実技を継承する取組みとして、体験型研修施設における職員のスキルレベルに合わせた技術研修を実施しているほか、ベテラン職員が持つスキルやノウハウなどを見える化をすることによりナレッジ・データとし、これらを効果的・効率的に継承できるようにする取組みを進めています。

職員が水道に関係する「自発的な調査研究」や「資格取得に向けた自己研鑽」を奨励・支援する取組みなども実施しており、これらの取組みを通じて、職員のモチベーションと能力を一層向上させることで、将来の水道事業を担う人材を育成しているところです。

| 担当 | 水道局　総務部　職員課　　電話：06-6616-5421 |
| --- | --- |

| 番号 | ６．（１０） |
|---|---|
| 項目 | 今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。<br>また、PFAS をはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、大阪市内においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。 |

（回答）※下線部について回答

水道局では、オゾン処理・粒状活性炭処理を含む高度浄水処理を導入し、全給水区域へ平成12 年より通水を開始しています。高度浄水処理は水質リスクとなる様々な有機物の除去・低減に有効であり、通水から 20 年以上が経過した現在まで、水道水質基準値の超過事例はありません。また、水源において水質事故が発生した際にはこれらの処理の強化に加え、粉末活性炭を注入し対応することで、安全な水道水を安定的に供給する体制を整えています。

また、様々な水質リスクを監視するため、水源から浄水場を経て給水栓（蛇口）に至るまでの総合的な水質管理に関する計画として、「大阪市水道・水質管理計画」を作成し、それに基づき、水源である琵琶湖・淀川、各浄水場の処理過程、市内給水栓の水質監視を実施しており、その結果を局 HP で公表しています。さらに、近年大きな問題となっている PFAS を始め、水道水質のリスクとなる可能性のある物質については、常に国内外の情報を収集し、分析法の確立、水源での存在状況や浄水処理での除去状況を調査することに加え、柴島浄水場内に設置した最適先端処理技術実験施設等でさらなる低減化対策について調査研究を行い、その結果を実施設に反映しています。

今後も、水源から給水栓までの水質を厳しく監視するとともに、今後、水質リスクとなる物質に関しては、情報収集、調査研究を継続的に実施することで、安全で良質な水道水の安定供給に万全を期してまいります。

得られた測定結果については定期的に HP 等で報告し、お客さまに安心して水道水をお使いいただけるよう、水道水質に関する情報をお知らせしてまいります。

| 担当 | 水道局 工務部 水質管理研究センター　電話：06-6815-2365 |
|---|---|

| 番号 | ６．（１０） |
|---|---|
| 項目 | 今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。<br>また、PFAS をはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、大阪市内においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。 |

（回答）※下線部について回答

水道局では、オゾン処理・粒状活性炭処理を含む高度浄水処理を導入し、全給水区域へ平成12 年より通水を開始しています。高度浄水処理は水質リスクとなる様々な有機物の除去・低減に有効であり、通水から 20 年以上が経過した現在まで、水道水質基準値の超過事例はありません。また、水源において水質事故が発生した際にはこれらの処理の強化に加え、粉末活性炭を注入し対応することで、安全な水道水を安定的に供給する体制を整えています。

また、様々な水質リスクを監視するため、水源から浄水場を経て給水栓（蛇口）に至るまでの総合的な水質管理に関する計画として、「大阪市水道・水質管理計画」を作成し、それに基づき、水源である琵琶湖・淀川、各浄水場の処理過程、市内給水栓の水質監視を実施しており、その結果を局 HP で公表しています。さらに、近年大きな問題となっている PFAS を始め、水道水質のリスクとなる可能性のある物質については、常に国内外の情報を収集し、分析法の確立、水源での存在状況や浄水処理での除去状況を調査することに加え、柴島浄水場内に設置した最適先端処理技術実験施設等でさらなる低減化対策について調査研究を行い、その結果を実施設に反映しています。

今後も、水源から給水栓までの水質を厳しく監視するとともに、今後、水質リスクとなる物質に関しては、情報収集、調査研究を継続的に実施することで、安全で良質な水道水の安定供給に万全を期してまいります。また、得られた測定結果については定期的に HP 等で報告し、お客さまに安心して水道水をお使いいただけるよう、水道水質に関する情報をお知らせしてまいります。

| 担当 | 水道局　工務部　柴島浄水場　　電話：06-6815-2373 |
|---|---|

| 番号 | ６．（１１） |
| --- | --- |
| 項目 | 空き家対策の推進<br>大阪市においては、空家等対策特別措置法に基づき、2021 年度から 2025 年度を計画期間とする「大阪市空家等対策計画（第 2 期)」により、空家等対策に取り組まれているが、依然として「特定空き家」（そのまま放置すると倒壊や衛生上の問題、景観を損なうなど、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家）が、全市で 820 件（令和 5 年 3 月末）存在しており、老朽化住宅が集中するエリアでは、防災上のリスクが高まっていることから、以下の内容について検討・対応を行うこと。<br>・特定空き家対策の迅速化<br>・所有者不明物件に対する財産管理制度・略式代執行の活用<br>・利活用促進と制度周知の強化<br>・空家バンク、改修補助、防災空地活用など既存制度をまとめた「ガイドブック」の作成、配布。<br>・空家活用事例（子ども食堂、高齢者サロン、創業スペース等）を可視化し、情報発信。<br>・商店街活性化との連動事業の拡充。<br>・地域・民間との連携推進<br>・区民参加型の空き家マッチングイベントなどや相談会の定期開催。<br>・街づくり資源としての積極活用<br>・空き家・空き地を活用した公共空間（まちかど広場、防災拠点、コミュニティカフェ等）整備の推進。<br>・若者・子育て世帯・起業希望者向け低家賃住宅や店舗への転用支援。<br>・福祉・子育て・地域交流など複合的機能を持つリノベーション事業への優先補助。 |

（回答）

本市においては、大阪市空家等対策計画に基づき、区役所を拠点として地域の方々や専門家団体等と連携を図りながら、空家等対策の取組を進めています。

令和７年度は「大阪市空家等対策計画（第２期)」の計画期間の最終年度であることから、これまでの取組の評価を行うとともに、空家等対策のより一層の充実を図るため、令和８年度から令和 12 年度を計画期間とする「大阪市空家等対策計画（第３期)」（以下「第３期計画」という。）の策定に取り組んでおります。

第３期計画では、第１期計画から掲げている「３つの方針」（※）を継承しながら、「専門家団体等との連携強化と成果の蓄積」や「空家法以外の法令に基づく対応の推進」を新たに取組

| | |
|---|---|
| の方向性として追加することで、管理不全空家等及び特定空家等（以下「特定空家等」という。）に対する対応の迅速化を図り、特定空家等の増加抑制に努めることとしております。なお、今回、対応・検討を求められているそれぞれの項目についても、同計画における具体的な取組に含まれており、引き続き地域や専門家団体等と連携しながら空家等対策を推進してまいります。<br>（※）３つの方針<br>方針１．区役所を拠点として、地域や専門家団体等と多様な連携を図り、空家等対策に取り組む。<br>方針２．安全・安心なまちづくりの観点から、特定空家等対策を重点課題として取り組む。<br>方針３．空き家の活用を促進し、地域の活性化やまちの魅力向上に繋げる。 | |
| 担当 | 区長会議　まちづくり・にぎわい・環境部会　空家等対策検討会事務局<br>東住吉区役所総務課　電話：06-4399-9724<br>市民局区政支援室区業務改革担当　電話：06-6208-7625<br>計画調整局建築指導部建築企画課　電話：06-6208-8755<br>都市整備局企画部住宅政策課住宅政策グループ　電話：06-6208-9216 |

| 番号 | ６．（１２） |
| --- | --- |
| 項目 | 大阪市は、2025 年 1 月 27 日から「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を改正し、路上喫煙禁止区域を市内全域に拡大するとともに、規制対象に加熱式たばこを追加した。<br>路上喫煙防止条例の全域化は、生活環境改善の一歩ではあるが、その実効性を高めるには、違反防止策と利用可能な喫煙所の確保を両立させることが不可欠である。大阪市は、市民・事業者・観光客が安心して利用できる分煙環境を整備し、喫煙者・非喫煙者双方の権利と健康を守る都市環境づくりを進めるべきである。そうした観点から以下の点について検討・対応を行うこと。<br>制定した条例の実効性の向上を図るため、違反行為の発生状況や過料徴収実績を定期的に公表することや、駅前・繁華街など違反多発区域での巡回指導員配置や警告表示の強化、観光客に向けた多言語表示や視覚的サインの拡充などを検討・実施すること。<br>公衆喫煙所の計画的整備については、市が主体となり、駅周辺・繁華街・観光地・公園など公共性の高い場所に、市指定喫煙所を計画的に設置すること。また、喫煙所の立地計画にあたっては、地域住民、施設管理者、民間事業者、健康福祉の専門家、喫煙者代表等が参画する協議体を設置し、現場の実情を踏まえた整備方針を策定すること。<br>喫煙所については、設置費用だけでなく、清掃・消臭・設備更新等の維持管理費に対する補助制度の創設を検討すること。とりわけ、民間設置喫煙所に対する市の技術的・財政的支援を拡充し、継続運営を支えること。<br>市内全喫煙所の位置情報を、公式サイトや観光案内アプリ等で多言語対応し提供するとともに、喫煙所への案内標識や路面表示を設置し、違反抑止と利用促進を両立させること。 |

（回答）

路上喫煙に対する啓発・指導については、大阪市職員である路上喫煙防止指導員・補助員が市内各地を巡回し、特に、駅周辺やビジネス街などの人通り多い場所や広聴が寄せられた場所を重点的に行っており、条例違反を現認した場合には啓発・指導を行ったうえで過料 1000 円を徴収し、過料処分の件数を行政区ごと本市ホームページにて公表しております。また、道路照明柱に多言語で表示した路上喫煙禁止啓発表示幕を設置するほか、公園等において路面表示シートの設置を予定しています。

民間事業者に対する支援としては、無償で一般に開放され、誰もが利用できる「大阪市指定喫煙所」として新たに喫煙所を設置する際に、設置経費・維持管理経費を対象とする補助制度を令和 5 年度より実施しております。

喫煙所の位置情報等については、大阪市指定喫煙所や、大阪市指定喫煙所以外で、関係法令等を遵守した喫煙が可能な場所（飲食店や商業施設など）である情報提供喫煙所の位置情報を

本市ホームページ（機械翻訳対応）や本市地図情報サイト「マップナビおおさか」内の「喫煙所マップ」に掲載しております。また、道路照明柱に設置している路上喫煙禁止啓発表示幕にはスマートフォン等で読み取ることで本市ホームページにアクセス可能な二次元コードを掲載しております。

市内の喫煙可能な場所については、令和7年11月1日時点で、民間事業者の協力もいただきながら、大阪市指定喫煙所を351ヶ所・274地点、情報提供喫煙所を53ヶ所・53地点確保しております。一方で、喫煙所をさらに多く設置してほしいとのご意見が多く寄せられていることから、改正条例施行後の路上喫煙の実態を確認し、対策の優先度が高いエリアを確認するため、改正条例施行後の路上喫煙の実態把握・検証を行い、令和7年9月には「対策の優先度が高いエリア」63エリアを選定し、「中間とりまとめ」を公表しました。令和7年12月末に公表予定の「最終とりまとめ」に向けて、大阪・関西万博の閉幕後の動向を確認したうえで、「対策の優先度が高いエリア」63エリアの具体的な対策について検討していきます。

今後の取り組みに向けて、当検証の結果を踏まえ、引き続き学識経験者や地域の代表などの外部の有識者で構成する大阪市路上喫煙対策委員会において意見を聴収するとともに、地域の実情に精通した区とも連携しつつ、分煙環境の整備をはじめとする必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 環境局　事業部　事業管理課（路上喫煙対策担当）　電話：06-6630-3228 |

| 番号 | ６．（１３） |
|---|---|
| 項目 | 大阪市は、2024 年度を始期とする「大阪市未来都市創生総合戦略」を策定し、「エリア別のまちづくりの方向性」を示した。しかし、その内容は「大阪のまちづくりグランドデザイン」や「都市再生緊急整備地域」に位置付けられているエリアごとの施策紹介にとどまり、市全体を俯瞰した包括的な「都市計画」とは言い難い状況である。<br>大阪市として、住民目線に立った総合的な街づくりの「都市計画マスタープラン」を早急に策定することが求められており、住民をはじめ多様なステークホルダーとの連携・協働を基盤とし、魅力あるまちづくり計画となるよう策定を進めること。 |

（回答）

本市では、本市全域を対象に、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて広域的観点から都市計画の基本的な方向性を示す「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（いわゆる「都市計画区域マスタープラン」）」を 2020 年 10 月に改定しております。

その改定にあたりましては、素案の段階でパブリック・コメントを実施し、有益な意見については必要な反映を行うとともに、都市計画法に基づき、案の縦覧を経て、都市計画審議会に諮ったうえで改定しております。

また、本方針では、「国際競争に打ち勝つ強い都市の形成」や「多様な魅力と風格ある都市の創造」など、魅力あるまちづくりに向けた目標を掲げるとともに、その実現にあたっては、住民をはじめとした多様な主体との連携・協働による都市づくりを推進することとしております。

| 担当 | 計画調整局　計画部　都市計画課（地域担当）　電話：06-6208-7882 |
|---|---|

| 番号 | ６．（１４） |
| --- | --- |
| 項目 | ・城東区・鶴見区：JR 学研都市線<br>・住吉区：南海高野線<br>鉄道路線は非常に重要な公共インフラであるが、地平を走る区間については、踏切による交通渋滞の発生など、市民生活に悪影響も与えている。こうした状況を改善するためには立体交差事業の着実な進展が必要である。<br>現在、大阪市内においては東淀川区の淡路駅を中心に立体交差事業が行われているが、私たちが市民を対象に行ったアンケートや意見交換会では、いまだ事業化されていない、JR 学研都市線の京橋駅や放出駅近傍や、住吉区を走る南海高野線について立体交差事業を実現してほしいとの要望が多く寄せられている。<br>大阪市としてこれらの区間の立体交差化に向けた昨年度から検討状況の進捗などについて明らかにし、早急に事業化を行うこと。 |

（回答）

連続立体交差事業を実施する場合、事業着手に至るまでに、国や鉄道事業者と協議・調整を行いながら、事業計画や事業効果等に関する調査・検討を行う必要があります。

京橋駅付近における JR 学研都市線の立体交差事業については、「JR 片町線・東西線連続立体交差事業」として、平成 12 年度に国の着工準備採択を受け、調査・検討を進めておりましたが、本市の厳しい財政状況等を踏まえ、平成 26 年度に建設事業評価有識者会議の審議を経て、事業を休止した経過があります。

しかしながら、近年は、京橋駅周辺における民間開発やまちづくりの機運が高まってきており、令和 7 年５月に「大阪城公園周辺地域まちづくり方針」が策定され、この方針には本事業が基盤整備の一つとして位置づけられています。また、本事業は、同年５月に建設事業評価有識者会議を実施し、有識者から“予算の範囲内で着実に継続実施するもの”として妥当であるとの意見を聴取したところであり、来年度から事業化に向けて設計・検討を進めていく予定です。

また、住吉区内における南海高野線の立体交差事業については、国の着工準備採択を受ける必要がありますので、立体交差化にあたって近接する上町断層帯の影響について考慮する必要があり、令和６年度においては、必要となる地質調査分析を行いました。

なお、大阪市では限られた財源の中で、施策の選択と集中を行う方針のもと、現在、「阪急電鉄京都線千里線連続立体交差事業」及び「福町十三線立体交差事業」の高架化整備を実施しているとともに、「JR 片町線・東西線連続立体交差事業」及び南海高野線の立体交差事業の検討を進めているところであり、放出駅付近の道路と鉄道の立体交差化については、現時点におい

| | |
|---|---|
| て計画はございません。<br>JR 片町線・東西線や南海高野線も含め、鉄道の立体交差化の実施には、多額の事業費を要し、また事業期間も長期に渡ることから、現在取り組みを進めている立体交差事業の進捗状況を見極めつつ、継続して調査・検討を進めてまいります。 | |
| 担当 | 建設局　道路河川部　街路課（鉄道交差担当）　　電話：06-6615-6762 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ６．（１５） |
| 項目 | 2025 年 4 月～10 月の期間で開催されてきた「2025 大阪・関西万博」は、市民生活や経済、都市環境に大きな影響を与える国際的イベントである。その成果を一過性のものとせず、開催終了後も市民や地域が恩恵を享受できる「レガシー」として残すためには、万博関連施設やインフラ、人的ネットワークを持続的に活用する計画の策定と実行が不可欠である。大阪市として、万博終了後の具体的な活用戦略を早期に示すこと。また、地域経済やまちづくり、環境・文化振興に結びつけるため、以下の内容について要請する。<br>・跡地活用の明確化と市民参画<br>万博終了後の夢洲利用方針を早期に公表し、市民・地域事業者・専門家を交えた協議体で計画を策定すること。その際には、交通・防災・環境・経済の各視点を統合したマスタープランとすること。<br>「大屋根リング」について、北東部分およそ 200 メートルを残したうえで、周辺を市営公園として整備するとの事だが、多額の経費が発生することが想定されており、新たな市民負担とならないよう対応すること。<br>・地域経済への長期波及策<br>万博で得られた観光のノウハウを活かし、国際イベント誘致や地域産品の販路拡大に結びつけること。<br>・環境技術・SDGs 取組の定着<br>万博で実証された脱炭素・循環型社会モデルを市内の公共施設・民間事業所に普及させること。会場周辺やアクセス路の環境美化・緑化を継続し、市民参加型の環境活動と結びつけること。<br>・文化・交流の継承<br>万博で形成された国際的な人的ネットワークや文化イベントを継続開催する仕組みを構築すること。<br>学校教育・生涯学習の中に万博の成果を組み込み、次世代への継承を図ること。 |
| （回答） | |
| 担当 | 文書回答無し（団体側と調整済み） |

| 番号 | ６．（１６） |
| --- | --- |
| 項目 | 大阪市においては、都市環境の向上や景観形成、防災・環境保全の観点からも、計画的かつ持続可能な都市緑化の推進が求められる。近年、街路樹の大規模な伐採が進められており、その結果として都市の魅力や市民の愛着が損なわれることが懸念される。<br>大阪市が緑の豊かな街であり続けるためには、住民目線に立った都市緑化の方向性を明確化し、広く市民に周知する必要がある。<br>こうした必要性から、大阪市として、良好な都市環境の実現に向け、これまで以上に都市緑化を推進し、街路樹や公園樹木の適切な維持管理と、市民との協働による緑の保全に取り組むこと。 |

（回答）※下線部について回答

大阪市では、これまで確保してきたみどりのストックや、市民、事業者、行政の多様な主体が築き上げてきたパートナーシップを活かしながら、「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」を実現させることをめざして、令和７年 11 月に大阪市緑の基本計画＜2026＞を策定しました。

本計画では、都市におけるみどりは、都市災害の軽減や自然環境の形成、都市環境の改善など、多様な機能を有していることから、高密度に都市化された大阪市においても、さまざまな社会課題に対応するため、みどりが持つ多様な機能を最大化させる必要があるとしております。

具体的な取組としては、みどりのまちづくりを先導するリーディングプロジェクトの一つとして、より充実したみどりを多くの方に実感していただけるよう、１本１本の樹冠を大きくし緑陰を増やすなど、緑量の充実にも取り組むこととしており、個々のリーディングプロジェクトの取組を進めて行く中で、これまで以上にみどりの「質」と「量」の向上に努めることとしております。

また、本計画の根幹に関わる本市の街路樹・公園樹の維持管理を、中長期的な視点で計画的に進めていくため、本計画とあわせて、「大阪市街路樹・公園樹マネジメント戦略」を策定しました。今後は、本戦略に基づき、街路樹・公園樹を健全に育成し、樹木が本来持つ機能を十分に発揮させるよう維持管理に取り組むとともに、地域の住民や事業者の皆様とともに、樹木を育んでいけるよう、市民や事業者等との連携を推進し、健全で活力ある街路樹・公園樹の育成をめざしてまいります。

なお、本計画の策定に際しては、「みどりのまちづくり審議会」へ諮問し、有識者や経済界、市民団体、市会議員など、市民を代表する委員の皆様にご参加いただき検討を進めるとともに、審議会の内容につきましても、本市のホームページでの随時公開や Web 傍聴の試行実施など、審議の過程を広く市民の皆様にご覧いただけるように努めております。

| | |
|---|---|
| | |
| 担当 | 建設局　公園緑化部　調整課　　電話：06-6615-6600<br>建設局　公園緑化部　緑化課　　電話：06-6615-6891 |

| 番号 | ６．（１７） |
| --- | --- |
| 項目 | 大阪市内には市立斎場が 5 か所設置されているが、必要とする市民が長期間の待機を強いられることのないよう、安定的かつ持続可能な運営体制の確保と、計画的な施設整備・設備更新を着実に進めること。<br>特に、老朽化が著しい施設については「大阪市立斎場整備事業基本構想」に基づき、火葬炉や待合施設、告別室等の更新・改善を早期に実施すること。<br>併せて、省エネルギー型火葬炉の導入やバリアフリー化、プライバシーへの配慮、予約・運営システムの改善など、市民の利便性と快適性の向上を図ること。 |

（回答）

本市では、施設の老朽化と年々増加する火葬件数に対応するため、今後の市立斎場の中長期的な整備計画である「大阪市立斎場整備事業基本構想」を令和３年６月に策定し、各斎場の整備及び検討を進めています。

現在、大阪市立小林斎場（大正区）を稼働しながら現地建替を進めており、火葬炉を現在の 10 基から 14 基へ増設し、新型の火葬炉や遺族のプライバシーを確保するための告別・収骨室等を新たに導入するなど､利用者の利便性と快適性の向上を図るとともに環境負荷を減らすこととしており、令和 10 年の供用開始を予定しています。また、その他の斎場についても、順次整備を行っていく計画としています。

| 担当 | 環境局　総務部　施設管理課（斎場霊園担当）　電話：06-6630-3137 |
| --- | --- |